

S shigagin card STIO

【 エ ス テ ィ オ 】

規 定 集

会員規約をよくお読みいただいたうえで、
カードをご利用ください

SHIGA BANK

目 次

STIO Visa会員規約	01
STIO Visa保証委託約款	105
STIO Visa一体型カード規定	111
ETCカード利用規定	116
取引開始時の表明・確約	121

※お客さまのご利用可能枠、手数料・金利情報は、送付時の「カード台紙」をご覧ください。

※会員規約に同意いただけない場合は、退会手続きをとらせていただきますので、その旨を当行本支店窓口にてお申出のうえ、カードをご返却ください。

STIO Visa 会員規約

〈第1編 総則〉

第1章 本契約の成立

第1条(定義)

本規約において、別紙1定義集各号に掲げる語句は、本規約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。

第2条(本契約の申込と成立)

1. 本契約は、株式会社滋賀銀行(以下「当行」といいます。)が、本人会員となろうとする者による申込を承諾し、当行所定の手続を完了したときに成立するものとします。
2. 前項の申込は、当行所定の手続により、当行所定事項を漏れなく、かつ正確に申告して行うものとします。
3. 申込者は、申込に対する諾否の結果にかかわらず、申込書、申込に際して提出された書面その他の物の返還を請求することはできず、当行は、これら提出物を適宜処分することができるものとします。

第2条の2(クレジットカード債務の保証の取得)

1. 本人会員は、利用代金、利息、手数料、損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務(ただし年会費は除きます。)について、株式会社滋賀ディーシーカード(以下「滋賀DCカード」といいます。)の保証を得るものとします。
2. 本人会員は、滋賀DCカードの保証がなされない場合、当行からカードの発行を受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 滋賀DCカードの保証を得るについて、本人会員は滋賀DCカードの定める保証委託約款をあらかじめ承諾するものとします。
4. 本人会員は、当行に対する債務の履行を怠った場合、滋賀DCカードが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、本人会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

第3条(本契約と本規約の関係)

本規約は、本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または本規約に定めるところに従い本規約が変更された場合には、変更後の本規約が本契約の内容となります。

第4条(特約)

1. 当行は、一般会員、ゴールド会員などの会員区分もしくは提携する国際ブランドに応じて、または特定のサービスに関する事項など、本契約の内容となるべきものの一部のみに関する事項につき、特約を定めることができるものとします。
2. 当行が、特約を定めたときには、当該特約は、本規約と一体となって当該

特約の適用対象となる会員またはサービスにつき適用されるものとします。この場合において、特約に、本規約に定めがない事項または本規約と異なる内容が定められている場合には、特約が優先して適用されるものとします。

第2章 本契約に基づく会員の地位

第1節 会員に提供されるサービス

第5条 (基本サービス)

1. 会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てショッピングを利用することができます。
2. 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）が、キャッシングサービス利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てキャッシングサービスを利用することができます。
3. 本人会員が、カードローン利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員（ただし、家族会員を除きます。）は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てカードローンを利用することができます。
4. 当行は、本条第1項から第3項までのサービスにつき、常時提供することを保証するものではありません。

第6条 (付帯サービス等)

1. 会員は、付帯サービスを、当行またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当行が本人会員に通知し、または当行もしくは三菱UFJニコスウェブサイトその他の当行所定の方法により公表します。
2. 当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当行またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更またはその提供を一時的に中止もしくは廃止することができるものとします。
3. 会員が会員資格を喪失した場合または第8条（カードの有効期限および更新カードの発行）第2項に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。
4. 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。
5. 会員が当行に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当行は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。
6. 当行は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。本人会員は、会員が当該付帯サービスを利用したときには、当行があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料につ

いては、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。

第2節 会員の義務

第1款 カード等の管理等

第7条(カードの貸与)

1. 当行は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを1枚発行し、これを会員に貸与します。
2. 会員は、第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)第2項または第9条(カードの再発行)の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。
3. 当行が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当行に帰属します。
4. 会員は、当行が別に定める場合を除き、第8条第2項または第9条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。
5. 当行が会員に貸与したカードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行所定の期間のみ保管します。この場合、会員は当行のお取引店に確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。所定の期間を経過した場合、当行は当該カードを破棄するものとします。なお、本カードの再発行は、当行所定の手続きによるものとします。

第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)

1. カードの有効期限は、カードに表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。
2. 会員に貸与したカードの有効期限満了が近づき当行が適当と認めるときには、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。

第9条(カードの再発行)

1. 当行は、カードの盗難もしくは紛失を理由として本人会員がカードの再発行を求め、当行がこれを適当と認めた場合または毀損、滅失その他の当行が適当と認める理由に基づき本人会員がカードの再発行を希望した場合には、会員に対し、カードの再発行を行い貸与します。この場合、当行が必要と認めたときには、カード番号を変更することがあります。
2. 当行が会員に貸与したカードがICカードであって会員が暗証番号の変更を求めた場合、当行は、会員に対し、暗証番号を変更したICカードの再発行を行い貸与します。
3. 本条第1項または第2項によりカードの再発行を行う場合、当行は、本人会員に対し、当行所定のカードの再発行手数料を請求できるものとします。
4. 本条第1項または第2項の規定にかかわらず、カードの偽造またはカード情

報の漏えいのおそれがあるときなどカード情報の管理または保護のために必要がある場合その他当行の業務上必要がある場合には、当行は、会員の申出によらずして、カード番号を変更のうえカードを再発行することができるものとします。

第10条(更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)

1. 会員は、第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)第2項または第9条(カードの再発行)の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。
3. 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条第2項または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。
4. 前項に規定するときには、当行は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当行は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。

第11条(子カード)

当行は、会員に対し、子カードを発行し、貸与する場合があります。子カードについては、その性質に反しない限度で、カード等の管理等に関する規定(第2節第1款)その他本規約のカード等に関する規定を準用します。

第12条(暗証番号)

1. 会員(会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。)は、入会等に先立ち、当行所定の方法によりカードの暗証番号として4桁の数字を当行に申し出るものとします。
2. 会員は、暗証番号を選択するにあたっては、以下の各号のいずれかに該当するなど、他人に推知されやすい数字列を選択してはならないものとします。
 - (1)「0000」、「9999」などの同一数字の反復
 - (2) 会員の生年月日、電話番号、自宅住所もしくは郵便番号、常用する自動車の登録番号または趣味など、会員の身の回りの事柄から容易に推測される番号
 - (3) キャッシュカード、他のクレジットカードなどの暗証番号と同一または類似の番号
3. 会員は、その選択した暗証番号が前項に反しまたは反することとなったときには、当行に対して暗証番号の変更を申し出なければならないものとします。

4. 会員が入会等に先立ち暗証番号を申し出ない場合または会員の申し出た数字列が暗証番号として著しく不適切と当行が判断した場合には、当行は、任意の4桁の数字を暗証番号として登録することができるものとします。この場合、当行は、当行所定の方法で、本人会員に対し、その旨および登録した暗証番号を通知します。
5. 前項の規定にかかわらず、当行は、会員が登録した暗証番号の適切性を確認する義務および暗証番号を適切なものに変更する義務を負わないものとします。
6. 会員は、当行所定の方法で申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

第13条(カード等の管理)

1. 会員は、他人にカード等を利用させてはならないものとし、カード等が他人に利用されることがないように、善良なる管理者の注意をもってカード等を利用および管理しなければなりません。本人会員にあっては、家族カード等についても当該家族カード等に係る他人に利用されることのないよう同様に管理するものとします。
2. 会員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。ただし、第2号については、本規約に別に定める場合または当行が明示的に許諾した場合にはこの限りではありません。
 - (1) 他人へのカードの譲渡、担保権設定などの処分行為
 - (2) カードの毀損、分解などの物理的損壊行為
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、カードに対する当行の所有権を侵害する行為
 - (4) シールの貼付などによるカードの外観または形状の変更
3. 会員は、貸与、寄託その他どのような方法によってもカードの占有を他人に移転してはなりません。ただし、家族会員が当該家族会員に係る家族カードの占有を本人会員に移転することを除きます。
4. 会員は、基本サービスまたは付帯サービスを受けるため所定の利用方法に従い提供する場合その他の正当な理由がある場合を除き、他人にカード情報を提供または他人がカード情報を利用できる状況を作出してはなりません。
5. 会員は、カードの複製もしくは改ざんまたはカード上の磁気ストライプ、ICチップもしくはこれらに含まれるデータの複製、改ざんもしくは解析を行ってはならないものとします。
6. 当行は、会員に対し、カード等の利用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
7. 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、カード等の利用および管理に関する注意事項を会員に通知し、または当行もしくは三菱UFJニコスウェブサイトに掲出するなど会員の知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて本条第1項の義務を履行するものとします。
8. 本条第2項から前項までの規定は、本条第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第14条(暗証番号の管理)

1. 会員は、暗証番号を他人に伝え(ただし、本人会員が家族カードの暗証番号を当該家族カードに係る家族会員に伝える場合を除きます。)または他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。
2. 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載もしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。
 - (1) 暗証番号
 - (2) (1) 以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号
3. 当行は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
4. 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知し、または当行もしくは三菱UFJニコスウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて本条第1項の義務を履行するものとします。
5. 本条第2項から前項までの規定は、本条第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)

1. 会員が貸与されたカード(更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードであって、これに記載された有効期限を経過していないものを含みます。本条、第16条(カードの利用と本人会員の責任)および第19条(暗証番号が使用された場合の本人会員の責任)において同じ。)につき、盗難、紛失その他どのような事由であってもその占有を喪失したときには、会員は、以下の各号に定めるところに従い対応しなければなりません。
 - (1) ただちにカードの占有喪失の事実を当行所定の窓口連絡すること。
 - (2) すみやかにカードの占有喪失の事実を最寄りの警察に届け出ること。
 - (3) 当行が請求したときには、前号の届出を行ったうえで、すみやかに当行に対し、カード喪失届を提出すること。
2. 前項第1号の連絡を受けた場合または会員に貸与したカードが他人に利用されたおそれがある場合には、当行は、会員のカードの利用および管理の状況を確認するためまたはカードの他人による利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は、遅滞なくこれに応ずるものとします。
3. 前項に規定する場合、会員は、当行の請求により、カードの他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第16条(カードの利用と本人会員の責任)

1. 会員のカードが利用された場合、他人によるカード利用によるものであっても、これに係るカード等利用代金等相当額は本人会員が支払義務を負担するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人(家族会員にあっては本人会員を除きます。)がカードを利用した場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当行は、本人会員に対し、当行が第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)第1項第1号の連絡を受け付けた日前60日以降の、当該連絡に係るカード等利用代金等相当額に係る支払債務(以下本条において「対象債務」といいます。)を免除します。
 - (1) 会員が、第15条第1項各号の手続をすべて行ったこと。
 - (2) 第15条第1項第2号の警察への届出が受理されたこと。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。
 - (1) カードの管理の状況、カードの占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、その意思によらないカードの占有喪失につき会員の重大な過失がある場合
 - (2) カードの他人利用につき、会員の故意または重大な過失がある場合
 - (3) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカードの占有喪失に関与し、またはカードを利用した場合
 - (4) 第7条(カードの貸与)第2項、第10条(更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)、第13条(カード等の管理)その他本規約に定める貸与カードの利用および管理に関する会員の義務に違反している状況において、カードの占有を喪失した場合
 - (5) 前号に掲げる場合を除き、当行が、会員に対し、カードの利用、管理または破棄に関して依頼した事項に会員が応じなかった場合
 - (6) 会員が当行に対し、盗難、紛失などカードの占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合
 - (7) 会員が第15条第2項の調査に協力せずまたはその説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
 - (8) 当行が第15条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合(当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。)
4. 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対し、会員がカードの占有を喪失したことまたは他人がカードを利用したこと起因して当行に生じた損害であって本条第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。
 - (1) 前項第1号または第2号に定める事由がある場合
 - (2) 前項第6号前段または第7号前段に定める事由がある場合
 - (3) 前項第6号後段または第7号後段に定める事由があり、これにつき会員に故意または重大な過失がある場合

第17条(カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等)

1. 会員は、カード情報(更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含まれる有効期限が経過していないものを含みます。本条から第21条(第三者へのカード情報の登録と管理)までの規定において同じ。)の他人による利用のおそれまたは偽造カードの利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当行所定の窓口にもその旨を連絡するものとします。
2. 前項の連絡を受けた場合、カード情報が他人により利用されたおそれのある場合または偽造カードが利用されたおそれがある場合には、当行は、カード等の利用および管理の状況またはカード情報の他人による利用もしくは偽造カードの利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
3. 前項に規定するいずれかの場合、会員は、当行の請求により、カード情報の他人による利用または偽造カードの利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第18条(カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任)

1. 本人会員は、会員に貸与されたカードに係るカード情報が利用された場合であっても、これが他人(ただし、家族会員にあっては本人会員を除きます。)により利用されたものであるときには、これに係るカード等利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。偽造カードが他人により利用された場合も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本人会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。
 - (1) 会員がカード情報を他人に提供またはカード情報の漏えいについて会員に故意または重大な過失がある場合
 - (2) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード情報を他人に提供またはカード情報の漏えいに関与した場合
 - (3) 本項第1号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員に故意または重大な過失がある場合
 - (4) 本項第2号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合
 - (5) 会員が、第17条(カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等)第2項の調査に協力せず、または説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合
 - (6) 当行が第17条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合(当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。)

3. 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対しカード情報の他人による利用または偽造カードの利用に起因して当行に生じた損害であって本条第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

(1) 前項第1号または第3号の事由がある場合

(2) 第17条第2項の調査において虚偽の説明をした場合

(3) 前号の場合を除き、前項第5号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意または重大な過失があるとき。

第19条(暗証番号が使用された場合の本人会員の責任)

1. カード等の利用にあたり暗証番号が使用された場合には、第16条(カードの利用と本人会員の責任)第2項または第18条(カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任)第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。

2. 前項の規定は、本人会員および使用された暗証番号に係る会員が善良なる管理者の注意をもって暗証番号を選択、使用および管理している場合には適用されないものとします。

3. 本条第1項に規定する場合であって、会員が、その暗証番号を他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失によりその暗証番号を他人が知ることができる状態においていたときには、当行は、本人会員に対し、他人が暗証番号を使用してカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって本条第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第20条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務 およびこれが利用された場合の本人会員の責任)

1. カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第18条(カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任)第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。

2. 会員は、クレジットカード本人認証サービス用のIDおよびパスワードもしくはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段(以下本条において「ID等」といいます。)につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。

3. 会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、本条第1項の規定は適用されないものとします。

4. 会員がID等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失によりID等を他人が使用することができる状態においていたことによりカード情報の利用にあたりID等が他人に使用されたときには、当行は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したことに起因して当行に生じた損害であって本条第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第21条(第三者へのカード情報の登録と管理)

1. 第13条(カード等の管理)の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。
 - (1) 当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。
 - (2) カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。
2. 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトのIDおよびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する情報または手段(以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。)につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。

第2款 その他の義務

第22条(年会費)

1. 本人会員は、当行に対し、当行所定の日に当行所定の年会費をカード等利用代金等と同様の方法で支払うものとします。
2. 年会費の額および支払日は、カード送付時に本人会員に通知しまたは会員向けの当行ウェブサイトに表示する方法により会員に示されたところによるものとします。
3. 支払済みの年会費は、本契約が終了した場合でも返金いたしません。また、カードの利用停止中であっても、これにより年会費の支払義務は免れないものとします。

第23条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)

1. 本人会員は、当行に申告しまたは届け出た事項のうち次の各号(以下「届出事項」といいます。)のいずれかに誤りまたは変更があったときには、遅滞なく、当行所定の方法によりその旨およびその内容を届け出るものとします。
 - (1) 本人会員または家族会員の氏名もしくは住所
 - (2) 本人会員の自宅固定電話番号、携帯電話番号またはメールアドレス
 - (3) 本人会員の職業(個人事業主の場合には、事業の種類を含みます。)または主たる収入の種類
 - (4) 本人会員の勤務先または事業の名称、所在地(事業の場合にあつてはその本拠)もしくは電話番号
2. 前項の届出が遅滞し、これにより、当行の会員に対する通知(電磁的記録による場合を含みます。以下本項において同じ。)もしくは書類その他の送付物が延着しまたは到着しなかった場合には、当行は、当該通知または送付物が、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことができるものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことにつき客観的にやむを得ない事由がある場合にはこの限りではありません。

3. 当行は、入会時および入会后定期的にまたは必要に応じ、本人会員に対して、本人会員の国籍、在留資格および在留期間の届出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
4. 当行は前項の届出内容につき確認の必要があると認めるときには、本人会員に対して、本人会員の在留カード(有効かつ現在の住居地が記載されたものに限りです。)の提示または本人会員の在留資格および在留期間を証する文書の提出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
5. 会員が本条第1項により当行に届出た情報のうち、氏名、住所、電話番号(連絡先)、職業、勤務先、連絡先等は、保証会社である滋賀DCカードが利用します。

第24条(みなし届出)

1. 本人会員と当行との間でカード会員契約以外の契約がある場合において、本人会員が、届出事項の変更を本人会員と当行との間のいずれかの契約について届け出た場合には、当行は、本人会員と当行との間のすべての契約との関係でこれを届け出たものとみなすことができるものとします。
2. 当行は、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、本人会員からの届出を待つことなく当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことができるものとします。ただし、当行は届出事項の変更につき会員のために調査をする義務は負いません。

第25条(年収および職業等の申告)

1. 本人会員は、割賦取引利用可能枠が定められている場合であって、その年間の収入の額または種類が変動したときには、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
2. 本人会員は、当行が、本人会員の年間の収入の額もしくはその種類、勤務先または職業につき当行に対して申告するよう求めた場合には、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
3. 本人会員は、当行が請求したときには、遅滞なく、本人会員の収入を証する書面であって当行所定のものを提出するものとします。

第26条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)

1. 当行が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところに従い取引時確認を行うときには、本人会員は、これに応ずるものとします。
2. 本人会員は、当行に対して申告した本契約に基づく取引に係る取引の目的を変更する場合には、あらかじめ当行に対し、当行所定の方法で申告するものとします。
3. 本人会員は、本人会員が以下のいずれかに該当する場合または該当することとなった場合には、遅滞なく、当行所定の方法により当行に届け出なければなりません。
 - (1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める現に外国政府等において重要な公的地位にある者

(2) 過去に前号に該当していた者

(3) 本項第1号または第2号に該当する者の配偶者（事実婚を含みます。以下本号において同じ。）、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子

4. 会員によるショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用につき、その利用金額、頻度、利用の場所その他利用の内容または態様が、本人会員が当行に申告した職業、取引の目的、年収その他事項に照らし不自然である場合には、当行は、本人会員に対し、取引の目的、支払原資その他関連事項につき説明または資料の提出を求めることができ、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）

1. 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としたまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。
- (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装または犯罪収益等を隠匿すること。
- (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者（団体を含みます。）との間で取引を行うこと。
- (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。
- (4) 米国OFAC規制など、本契約を実行するために必要となる取引（国際ブランド会社など当行と提携する者により遂行される取引を含みます。）に対し、いずれかの法域において適用されうる経済制裁に係る法令、行政命令または司法命令により規制される取引を行うこと。
2. 会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としたまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。
3. 当行は、本条第1項または第2項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第28条（WEBサービス等への登録）

1. 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、本契約の申込にあたりまたは本契約成立後遅滞なく、当行が別に定めるところに従い、WEBサービスおよびWEB明細に登録するために必要となる手続をとるよう努めるものとします。
2. 本人会員は、本人会員としての資格を有する間、WEBサービスおよびWEB明細登録を維持するよう努めるものとします。

第29条（WEBサービスおよびWEB明細の利用に関する事項）

1. 会員は、当行が別に定めるところに従いWEBサービスの登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサ

ービスのうち一部の機能を利用することができません。

2. 本人会員は、WEBサービスおよびWEB明細の登録を行うことにより、WEB明細を利用することができます。
3. 会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用のために必要となるIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報または手段（以下本条において「ID等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。
4. WEBサービスまたはWEB明細を提供するために開設された当行所定のウェブサイトにおいてID等が利用された場合には、当行は、当該ID等に係る会員によりWEBサービスまたはWEB明細が利用されたものとみなすことができるものとします。
5. 会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当行ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。
6. 会員は、WEBサービスもしくはWEB明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。
7. WEBサービスもしくはWEB明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当行は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更または廃止することができるものとします。

第3章 家族会員

第30条（家族会員）

1. 本人会員は、以下の各号の要件をすべて満たす者であって本人会員がその者によるカード等の利用を許諾しようとする者を指定し、当行に対し当行所定の方法で、家族会員とすることの承認を求めることができます。この場合、本人会員は、利用許諾の範囲または内容を限定することはできないものとします。
 - (1) 本人会員の家族（当行所定の範囲の者に限ります。）であること。
 - (2) 本規約に定められた会員の義務を遵守する意思および能力を有する者であること。
 - (3) 前各号に定めるほか、当行所定の要件を満たす者であること。
2. 当行が前項の指定を承認したときには、当該家族会員は、当該家族会員に係る家族カード等を用いて、本人会員と同様に、ショッピングまたはショッピングおよびキャッシングサービスを利用することができるものとします。本人会員は、当行との関係で、家族会員の利用の範囲または利用できる金額を限定することはできないものとします。
3. 本条第1項第2文および前項の規定にかかわらず、本人会員は、第1項の承認請求の際、当行所定の方法で届け出ることにより、家族会員によるキャッシングサービスの利用を許諾しないことができるものとします。
4. 本条第1項第2文および第2項の規定にかかわらず、本人会員は、当行に対して当行所定の方法で通知することにより、キャッシングサービスの利用を許諾された家族会員につき、その許諾を撤回することができます。この場合、

当該撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。

5. 当行が本条第1項の指定を承認した後、家族会員が第1項の要件を欠いていることが判明または欠くに至った場合であっても、この事実のみによっては家族会員としての地位を喪失しないものとします。

第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)

1. 本人会員は、家族カード等の利用に基づくカード等利用代金等、家族カードに係る年会費および各種手数料、家族会員が利用した付帯サービスの代金および手数料ならびに本規約に定めるカード等利用代金等相当額の支払義務を負担します。
2. 本人会員は、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約および適用のある特約の内容を周知し、かつこれらを遵守させなければなりません。本人会員は、家族会員が本規約または特約を遵守しなかったことにより生じた当行の損害を賠償するものとします。

第32条(家族会員によるカード利用内容の本人会員への通知)

家族会員が家族カード等を利用したときには、当行は、ご利用明細の提供その他の方法により、その利用日、利用内容、利用金額その他これに関連する事項であって当行が別に定めるものを、当該利用に係るカード等利用代金等の約定支払日のうち最初に到来するものに先立って本人会員に対し通知または容易に知りうる状態に置くものとします。

第33条(家族会員の指定の撤回)

1. 本人会員が家族会員の指定を撤回する場合には、当行所定の方法により当行に対してその旨を通知しなければなりません。
2. 家族会員の指定の撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。

第34条(家族会員の死亡と届出)

家族会員が死亡したときには、本人会員は、遅滞なく、当行所定の方法により当行に対してその旨を届け出るものとします。

第35条(当行による家族会員の承認の撤回)

1. 以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、第30条(家族会員)第2項に定める承認を将来に向かって撤回することができるものとします。
 - (1) 家族会員が、第30条第1項の指定の時点において、第30条第1項各号のいずれかの要件を欠いていることが判明したこと。
 - (2) 家族会員が、第30条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったこと。
 - (3) 家族会員が、本規約または特約に定める家族会員が遵守すべき事項を遵守しなかったこと。

第36条(家族会員の指定の撤回等の場合における 本人会員の義務)

1. 本人会員が家族会員の指定を撤回し、当行が第30条(家族会員)第2項の承認を撤回したまたは家族会員が死亡したとき(以下本条において、これらを総称して「家族会員の指定の撤回等」といいます。)には、本人会員は、ただちに、当該家族会員に係るすべての家族カードおよび子カードを回収のうえ、当該カードおよび子カードの磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードおよび子カードに記載および記録された情報(カード情報を含みます。)のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、本人会員に対し、当該家族会員に係る家族カードまたは子カードの返却を求めることができ、本人会員はこれに応ずるものとします。
3. 家族会員が、家族カードに係るカード情報につき、第47条(通信販売等加盟店とカード情報の登録)または第48条(継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則)に定める登録を行っている場合において、家族会員の指定の撤回等があったときには、本人会員は、ただちに登録された当該家族員に係るカード情報をすべて削除するなど、以後登録されたカード情報の利用ができない状態を確保しなければならないものとします。
4. 家族会員の指定の撤回等があった場合であっても、本人会員が本条第1項から第3項までの規定に基づく義務の履行を完了するまでの間に当該家族会員に係る家族カード等が用いられたときには、本人会員は、これによるカード等利用代金等またはカード等利用代金等相当額の支払義務を負担するものとします。

〈第2編 カード等の利用等と支払〉

第1章 利用可能枠等

第37条(カード利用可能枠等の設定等)

1. 当行は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当行所定の方法で本人会員に通知または本人会員が知りうる状態に置くものとします。
2. 当行は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。
3. 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要性その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠(以下本条において「各種利用可能枠」といいます。)を増額したまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知または本人会員が知りうる状態に置くものとします。
4. 前項第1文の場合において、当行は、本人会員が各種利用可能枠の全部

または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。

5. 本条第1項または第2項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。
6. 本条、第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）において「対象カード等」とは、本規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカード等をいいます。

第38条（カード利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、以下の各号の債務の未決済残高の合計額が、カード利用可能枠を超えることとなる基本サービスおよび付帯サービスの利用は、行ってはならないものとします。
 - (1) ショッピング利用代金
 - (2) キャッシングサービスの融資金およびキャッシングサービス手数料
 - (3) 年会費
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、ショッピング利用手数料ならびにカードローンの融資金および利息は除きます。）
2. 前項各号の債務の未決済残高の合計額がカード利用可能枠を超えることとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただちに、当該超過した債務全額を一括して支払わなければならないものとします。

第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、会員がショッピングまたは付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち、支払方式が以下の各号のいずれかであるものに係る未決済残高（ただし、分割払い・リボ払い利用可能枠超過の判定の目的に限ってはショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。
 - (1) 第55条（支払方式の種類と内容）第4号に定める分割払い
 - (2) 第55条第5号に定めるボーナス併用分割払い
 - (3) 第55条第6号に定めるリボルビング払い
2. 締切日の時点において、前項に規定する未決済残高の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超過することとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額につき一括して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。

第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）

1. 会員は、会員（本人会員が当行から他の対象カード等の発行を受けている場合であって、当該対象カード等に家族会員があるときには、当該家族会員を含みます。）が、対象カード等によるショッピングまたは対象カード等に係る付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち支払方式が1回払いではないものの未決済残高（ただし、割賦取引利用可能枠超過の判定の目的に限っては、ショッピング利用手数料を含まない

ものとし、)の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとし、ます。

2. 前項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えるものとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額を一括して当行に対して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとし、ます。
3. 本条第1項に定める「対象カード等」とは、第37条(カード利用可能枠等の設定等)第6項に定める対象カード等をいいます。

第41条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等)

1. 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとし、ます。
2. 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとし、ます。
3. 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要性その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を増減額することができるものとし、ます。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとし、ます。
4. 前項第1文の場合において、当行は、本人会員がキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の利用可能枠に戻す処置をとるものとし、ます。
5. キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。

第42条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の範囲での利用)

1. 会員は、キャッシングサービスの利用に係る融資金の未決済残高が、キャッシングサービス利用可能枠を超えることとなるキャッシングサービスの利用を行ってはならないものとし、ます。
2. 本人会員は、カードローンの利用に係る融資金の未決済残高が、カードローン利用可能枠を超えることとなるカードローンの利用を行ってはならないものとし、ます。

第2章 ショッピング

第1節 ショッピングの利用

第43条(カード等の利用による立替払いの委託)

1. 会員が、本規約に定めるところに従い、貸与されたカード等を加盟店におい

て利用したときには、本人会員は、当行に対し、当該利用に係る以下のいずれかの金員を当該カード等を利用した会員に代わり当行が立て替えて支払うことの委託を申し込んだものとします。当該申込は、当行所定の手続により申出がなされ当行が承認した場合を除き、撤回することはできないものとします。

(1) 加盟店からの商品もしくは権利の購入の代金または役務受領の対価
(2) 国税、地方税、社会保険料その他これらに類する金員

2. 当行は、前項に定める立替払いの委託の申込を承諾しない場合には、加盟店を通じてこれを会員に通知するものとします。加盟店において所定のショッピング利用の手続が完了しつつ、かかる通知がない場合には、当行は、立替払いの委託の申込を承諾しこれを受託したものとします。ただし、その効力は、加盟店から、本条第1項各号に係る金員の支払請求を当行が受けたことを条件として発生するものとし、その効力発生時期は当該支払請求を当行が受領した時点とします。
3. 当行は、本条第1項に定める立替払いの委託の申込を承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき、当行所定の時期に行うことができるものとし、かつ、金銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に金銭の支払と同視し得る方法によって行うことができるものとします。また、当行がその加盟店との間で、加盟店との支払に係る法律上の原因をどのように定めているかを問わないものとします。
4. 本条第1項に定める立替払いの委託に基づく支払につき、当行は、当行または国際ブランド会社と提携するカード会社、金融機関その他事業者が、直接または間接にその加盟店に対して行うことで、当行の支払に代えることができるものとします。前項の規定は、この場合に準用します。
5. 本人会員は、当行に対し、本条第1項の委託に条件もしくは期限を定め、またはその執行時期もしくは方法を指図しもしくはこれに制限を加えることはできないものとします。

第44条(加盟店)

加盟店は、以下の各号のものとします。

- (1) 当行または当行提携先加盟店
- (2) Visa加盟店

第45条(ショッピングの利用方法)

1. 会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当行所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当行所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。
 - (1) 非接触決済の方法による利用であること。
 - (2) 第1号の場合を除き、当行所定の加盟店(加盟店が百貨店、総合スー

パーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当行所定の売場)におけるショッピングの利用であること。

第46条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)

1. 第45条(ショッピングの利用方法)の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。
2. 前項の方法でショッピングを利用する場合、クレジットカード本人認証サービスの利用その他の本人認証方式の利用を求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。

第47条(通信販売等加盟店とカード情報の登録)

1. 第46条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。
2. 会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。

第48条(継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則)

第45条(ショッピングの利用方法)および第46条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)の規定にかかわらず、当行が適当と認める場合には、会員は、継続課金取引により発生する代金または対価につき、カード情報をあらかじめ当該継続課金取引に係る加盟店に登録することにより、当該継続課金取引につきショッピングを利用することができます。この場合、当該加盟店が当該継続課金取引により発生する代金または対価を当行に請求した時点で、カード等を利用したものとみなします。

第49条(継続課金取引の終了等)

1. 会員が、第48条(継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則)に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定めの手続を完了するまでは、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。
2. 会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに

従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。

第50条(ショッピング利用時の本人確認等)

1. ショッピングの利用にあたり、当行または加盟店は、会員に対し、運転免許証その他の本人確認書類の提示を求め、または電話による本人確認その他カード等の不正利用を防止するために必要な確認を行う場合があります。この場合、会員は、当該確認に応ずるものとします。
2. 当行は、カード等の不正利用を防止するため必要がある場合には、加盟店に対し、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他当行に届け出た会員の個人情報を提供し、加盟店が、これを、当該ショッピングを利用しようとする者が当該加盟店に申告しまたは届け出た情報と照合することがあり、会員は、これにあらかじめ同意します。
3. 本条第1項の場合において、加盟店は、当行に対し、カード等の不正利用を防止するため、当該ショッピング利用に係る売買等(商品の送付先または役務の提供先の所在地および氏名もしくは名称を含みます。)または当該カード等の利用者に関する情報(過去における当該加盟店での売買等取引の有無、回数、時期その他当該売買に関する事実を含みます。)を提供することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意します。

第51条(ショッピング利用に係る禁止行為等)

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。
 - (1) 法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの
 - (2) 加盟店または加盟店があつせんする第三者が商品または権利を買い受けることを前提とする商品または権利の購入のためのもの
 - (3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、金銭の取得を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの
 - (4) 加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨(ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。)の購入のためのもの
 - (5) 暗号資産の購入のためのもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの
 - (7) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの
 - (8) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの
 - (9) 不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典(付帯サービスの提供によるものを含みます。)を得ることとなるもの

- (10) 加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの
2. ショッピングの利用が、前項の禁止に違反したまたは違反するおそれがあるものである場合には、当行は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。
 3. 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。
 - (1) 商品券その他の金券類の購入
 - (2) 金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入
 - (3) 前各号に掲げるもののほか当行が定め当行または三菱UFJニコスウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領
 4. 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当行所定の手続により当行の承認を得なければならないものとします。

第52条(会員の責によらないショッピングの利用の制限)

1. 以下の各号のいずれかの事由がある場合には、ショッピングの利用ができません。
 - (1) システムメンテナンスのため必要がある場合
 - (2) 停電または通信障害が生じた場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほかやむを得ない理由がある場合
2. ショッピングの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合には、当行はショッピングの利用を承認しないことがあります。

第2節 支払義務と支払方式

第53条(ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の支払義務)

1. 会員がショッピングを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、ショッピング利用代金を支払うものとします。
2. 会員がショッピングのうち支払方式が1回払い、2回払いまたはボーナス一括払い以外のものを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定める手数料率により計算されたショッピング利用手数料を支払うものとします。

第54条(海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等)

1. 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第2号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱手数料の加算については、当行が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当行または三菱UFJニコスウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。
 - (1) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外貨建てで利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額
 - (2) 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建てで利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額

2. 本条第1項第1号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。
3. 本条第1項第2号に定める当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。
4. 本条第1項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。
 - (1) 国際ブランド会社から、専ら日本国外において、当該国際ブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者
 - (2) 前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者

第55条(支払方式の種類と内容)

ショッピング利用代金の支払は、以下のいずれかの方式によるものとします。

(1)	1回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。
(2)	ボーナス一括払い	カード利用の日の別に応じて、次の約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。 ①カード利用の日が12月16日から翌年6月15日までの場合、当該期間後最初に到来する8月の約定支払日 ②カード利用の日が7月16日から11月15日までの場合、当該期間後最初に到来する1月の約定支払日
(3)	2回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、その翌月の約定支払日に残額を支払う方式をいいます。
(4)	分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を均等に分割して支払う方式をいいます。
(5)	ボーナス併用分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第1回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を分割して支払う方式であって、当該合計額から、ボーナス月に加算する額(以下「ボーナス月加算額」といいます。)の合計額を控除した金額を各回均等に分割して支払い、ボーナス月の約定支払日には、これにボーナ

(5)	ボーナス併用 分割払い	ス月加算額を加算した額を支払う方式をいいます。ボーナス月は、毎年1月および8月とします。
(6)	リボルビング 払い	締切日におけるショッピングリボ残高を基礎として、あらかじめ定められた方法により算出される金額を支払う方式をいいます。

第56条(分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数 ならびにボーナス月加算額)

- 第55条(支払方式の種類と内容)第4号および第5号に定める支払回数は、3、5、6、10、12、15、18、20または24回とします。
- 第55条第5号に定めるボーナス月加算額は、以下の条件をすべて満たす金額であって、当行が指定する額とします。
 - ボーナス月加算額の合計額が、当該支払方式に係るショッピング利用代金の概ね50%相当額であること。
 - ボーナス月加算額は、1千円単位で定められた額であること。
 - 各回のボーナス月加算額が均等額であること。

第57条(リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法)

第55条(支払方式の種類と内容)第6号に定めるリボルビング払いは、元利型残高スライド方式によるものとし、別表1の支払コースのうち一般コースが適用されるものとします。

第58条(リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)

- 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - 元利型残高スライド方式に変更またはその支払コースを別表1に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
 - 元金型残高スライド方式に変更またはその支払コースを別表1に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。
 - 元利型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。
 - 元金型定額方式に変更またはその支払コースを変更すること。
 - ボーナス併用リボルビング払いに変更またはその平月における支払額の算定方法、支払額、ボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。
- 支払額の算定方法を変更した場合、変更後の支払額の算定方法は、ショッピングの利用の時期にかかわらず、変更時以降に存在するショッピングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)

1. 本人会員は、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を変更する場合には、変更内容に応じ、それぞれ下記の表の選択可能支払コースの欄に記載された支払コースから選択するものとします。

変更内容	選択可能支払コース
元利型残高スライド方式への変更	別表1の支払コース
元利型残高スライド方式の支払コースの変更	
元金型残高スライド方式への変更	
元金型残高スライド方式の支払コースの変更	
元利型定額方式への変更	1千円以上10万円以下で1千円単位の金額。 ただし、変更時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる変更はできません。また、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。
元利型定額方式の支払コースの変更	
元金型定額方式への変更	
元金型定額方式の支払コースの変更	

2. ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する場合またはボーナス併用リボルビング払いのボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。

(1) ボーナス月

夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあっては7月または8月、冬期にあっては12月または1月のいずれか

(2) ボーナス月加算額

1万円以上1万円単位

3. ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いの場合に、平月における支払額の算定方法またはその支払コースを変更するときには、その時点での平月における支払額の算定方法の別に応じて本条第1項を準用します。

第60条(支払方式の指定)

1. 会員は、ショッピング利用の時に、当行所定の方法により、以下の各号の事項を指定するものとします。ただし、加盟店によりまたは会員が購入する商品もしくは権利もしくは提供を受ける役務により、指定できるものが限られる場合があります。

(1) 第55条(支払方式の種類と内容)に定めるいずれかの支払方式の別

(2) 指定する支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いである場合には支払回数

2. 日本国外にある加盟店におけるショッピング利用の場合には1回払い以外の支払方法を指定することはできないものとします。
3. 会員が、ショッピング利用時点において支払方法を指定しなかったときには、1回払いを指定したものとみなします。

第61条(指定された支払方式の変更)

1. 第60条(支払方式の指定)により指定された支払方式が、1回払い(第60条第2項または第3項の規定による場合を含みます。)またはボーナス一括払いである場合、本人会員は、当行所定の日までに当行所定の方法で申し出て、当行の承諾を得ることにより、その支払方法を分割払いまたはリボルビング払いに変更することができます。
2. 前項の規定により支払方式が変更された場合には、ショッピング利用日に変更された支払方式によるショッピング利用がなされたものとみなします。
3. 変更の回数その他の事情に照らし当行の事務処理上やむを得ない事由がある場合には、当行は本人会員に通知し、以後、支払方式の変更の申込を制限することができるものとします。この場合、当該本人会員は、当該通知されたところから従わなければならないものとします。
4. システム保守のためその他の合理的な理由がある場合には、当行は本条第1項に定める申出の受付を停止することができるものとします。
5. 本条に定める支払方式の変更に関する手続その他の事項は、当行が別に定めるところによるものとします。

第3節 ショッピング利用手数料

第62条(手数料率)

1. ショッピング(ただし、支払方式が1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの場合を除きます。)の利用により本人会員が負担すべきショッピング利用手数料は、別表2の手数料率表に定める手数料率により、本規約に定めるところに従い計算した額とします。
2. 手数料率は、支払方式が分割払いおよびボーナス併用分割払いであるショッピングの場合には、当該ショッピングの支払方式および支払回数別にショッピング利用代金100円あたりの手数料額として定めるものとし、リボルビング払いの場合には、実質年率で定めるものとします。

第63条(手数料率の変更)

1. 第126条(本規約等の変更)の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知しまたは容易に知りうる状態に置くことにより、第62条(手数料率)の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
2. 前項により変更した後の手数料率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、変更に係る支払方法を指定しまたは当該支払方式に変更したショッピングの利用に適用されます。
3. 前項の規定にかかわらず、会員が指定しまたは変更した支払方式がリボルビング払いの場合には、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、

ショッピングリボ残高全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。この場合のショッピングリボ残高には、ショッピング利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第64条(分割払いまたはボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法)

支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いの場合における、ショッピング利用手数料は、ショッピング利用ごとに計算するものとし、ショッピング利用ごとの手数料の総額は、以下の計算式によって定まるものとします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

● $\text{ショッピング利用代金} \times 100 \text{円あたりの手数料額} \div 100$

第65条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法)

1. リボルビング払いのショッピング利用手数料は、ショッピングリボ残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。

● $\text{所定ショッピングリボ残高} \times \text{リボルビング払いのショッピング利用手数料率} \div 365$

2. 前項の「所定ショッピングリボ残高」とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額(100円未満切捨て)をいいます。

3. リボルビング払いの場合、カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第4節 支払日と支払額等

第66条(1回払い)

会員が、ショッピングの支払方式として1回払いを指定した場合(第60条(支払方式の指定)第2項または第3項の規定による場合を含みます。)には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第67条(ボーナス一括払い)

会員が、ショッピングの支払方式として第60条(支払方式の指定)第1項の規定に従いボーナス一括払いを指定した場合には、本人会員は、第55条(支払方式の種類と内容)第2号に定めるところにより、当該ショッピングの利用の日に応じて定まる約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第68条(2回払い)

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条(支払方式の指定)第1項

の規定に従い2回払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、当該約定支払日の後に最初に到来する約定支払日に、残額を支払うものとします。

2. 前項の計算により1円未満の端数が出る場合には、初回の支払額につき当該端数を切り上げ、2回目の支払額につき当該端数を切り捨てるものとします。

第69条(分割払い)

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条(支払方式の指定)第1項の規定に従い分割払いを指定したまたは第61条(指定された支払方式の変更)の規定に従い支払方式を分割払いに変更した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に以下の計算式で定まる金額を支払い、以後毎月約定支払日に、会員が第60条第1項または第61条に従い指定した支払回数に達するまで、当該金額を支払うものとします。

● 当該ショッピング利用代金全額÷指定された支払回数+当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額÷指定された支払回数

2. 前項の計算により、ショッピング利用代金全額またはこれに対するショッピング利用手数料総額を指定された支払回数で除した金額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。

● 当該ショッピング利用代金全額+これに対するショッピング利用手数料総額-端数切捨後の各回の支払額×支払回数

第70条(ボーナス併用分割払い)

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条(支払方式の指定)第1項の規定に従いボーナス併用分割払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日および当該日以後毎月約定支払日に、会員が第60条第1項に従い指定した支払回数に達するまで、以下の金額を支払うものとします。

(1) 当該約定支払日が平月である場合には、以下の計算式で定まる金額

● (当該ショッピング利用代金全額-ボーナス月加算額×ボーナス月の回数)÷指定された支払回数+当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額÷指定された支払回数

(2) 当該約定支払日がボーナス月である場合には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額

2. 前項第1号の計算により、各回の支払額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。

● 当該ショッピング利用代金全額+これに対するショッピング利用手数料総額-(端数切捨後の各回の支払額×支払回数+ボーナス月加算額×ボーナス月の回数)

第71条(リボルビング払い(元利型残高スライド方式)の支払額)

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条(支払方式の指定)第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条(指定された支払方式の変更)の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型残高スライド方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第57条(リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法)または第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額とします。当該金額には第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第72条(リボルビング払い(元金型残高スライド方式)の支払額)

会員が、ショッピングの支払方式として第60条(支払方式の指定)第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条(指定された支払方式の変更)の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型残高スライド方式であるときには、約定支払日において支払う金額は、第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される支払元金額に、第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第73条(リボルビング払い(元利型定額方式)の支払額)

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条(支払方式の指定)第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条(指定された支払方式の変更)の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第1項の規定に基づき定まる支払金額とします。当該金額には第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第74条(リボルビング払い(元金型定額方式)の支払額)

会員が、ショッピングの支払方式として第60条(支払方式の指定)第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条(指定された支払方式の変更)の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第1項の規定に基づき定まる支払金額に、第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第75条(ボーナス併用リボルビング払いの支払額)

1. 会員が、ショッピングの支払方式として第60条(支払方式の指定)第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条(指定された支払方式の変更)の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日には、平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第2項に従い指定されたボーナス月加算額を加算した金額を支払うものとします。
2. 前項に定める平月における支払額は、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する時点における当該算定方法に応じて、第71条(リボルビング払い(元利型残高スライド方式)の支払額)から第74条(リボルビング払い(元金型定額方式)の支払額)までの規定に従い定まる金額とします。ただし、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更したのち、第59条第3項により準用される第59条第1項の規定により平月における支払額の算定方法または支払コースを変更した場合には、当該変更後の算定方法および支払コースに応じて第71条から第74条までの規定により定まる金額とします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)で定まるショッピング利用手数料の額が第1項により決定される平月またはボーナス月に支払う金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いの ショッピング利用手数料)

第71条(リボルビング払い(元利型残高スライド方式)の支払額)から第75条(ボーナス併用リボルビング払いの支払額)までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、第65条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方式)に従い定まるショッピング利用手数料額とします。

第77条(ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い)

第71条(リボルビング払い(元利型残高スライド方式)の支払額)から第75条(ボーナス併用リボルビング払いの支払額)までに定める約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高および第76条(約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料)に定めるショッピング利用手数料の合計額が、第71条から第75条までの規定により算定された金額を下回る場合には、本人会員は、第71条から第75条までの規定にかかわらず、当該締切日におけるショッピングリボ残高および第76条に定めるショッピング利用手数料の合計額を支払うものとします。

第78条(リボルビング払いの臨時加算支払)

1. 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。
2. 前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第106条(ご利用明細の提供等)または第107条(ご利用明細書の発行と発行手数料)に従いWEB明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知します。

第5節 ショッピングに関する雑則

第79条(加盟店との紛議)

会員がショッピングを利用した場合において、当該ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売もしくは役務の提供またはこれらに係る契約につき加盟店との間で紛議があるときには、会員と加盟店とにおいてこれを解決するものとします。

第80条(支払停止の抗弁)

1. 会員が利用したショッピングの支払方式が1回払い以外のものである場合であって、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供につき加盟店に対して生じた事由があるときには、本人会員は、割賦販売法の定めるところに従い同法の定める範囲で、当該事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利または役務に係るショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料について、支払を停止することができます。ただし、加盟店に対して生じた事由が存在する場合でも、支払の停止が信義誠実の原則に反する場合には、支払の停止が認められない場合があります。
2. 本人会員は、前項の定めるところにより支払を停止するときには、その旨を当行に申し出るものとします。この場合、本人会員は、すみやかに、書面により、加盟店に対して生じた支払停止の原因となる事由およびこれに関連する資料がある場合には当該資料を当行に提出するよう努めるものとします。
3. 本人会員が本条第1項に定めるところにより支払を停止する場合であって、

当行が第1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

4. 割賦販売法上、本条第1項の加盟店に対して生じた事由としては、例えば、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供に関する以下の各号に掲げるものがあります。

- (1) 商品の引渡し、権利の移転または役務の提供が履行されないこと。
- (2) 引き渡された商品、移転された権利または提供された役務が、その種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであること。
- (3) 売買契約または役務提供契約が無効であり、取り消されまたは解除されたこと。

5. 割賦販売法上、例えば以下の各号の場合などは、本条第1項の支払を停止できる場合には含まれておりません。また、割賦販売法第30条の4第1項（同法第30条の5第1項により準用される場合を含みます。）の規定は、一般に、支払済みの金員の返還請求を認めるものではないと解されていることにご留意ください。

- (1) 1回払いを除くショッピングの利用のうち、支払方式がリボルビング払い以外の場合には、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額が4万円に満たない場合
- (2) 支払方式がリボルビング払いであるショッピングの利用であって、加盟店に対して生じた事由のある商品もしくは権利の販売または役務の提供に係る現金販売価格または現金提供価格が3万8千円に満たない場合
- (3) 加盟店に対して生じた事由が権利の販売に関するものであり、当該権利が割賦販売法に定める指定権利に該当しない場合
- (4) 加盟店に対して生じた事由のある売買契約または役務提供契約が、会員にとって営業としてまたは営業のために行われたものである場合（ただし、業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する場合を除きます。）
- (5) ショッピングの利用が日本国外で行われた場合
- (6) 不動産の販売に係る契約につき行われたショッピングの利用である場合

第3章 キャッシングサービスおよびカードローン

第1節 キャッシングサービス・カードローンの利用

第81条（金銭消費貸借契約の成立）

1. 会員が、貸与を受けたカード等を、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスまたはカードローンを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。
2. 当行は、会員がキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。

第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）

1. 会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利

用するには、本項第1号または第2号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。

(1) 当行所定の現金自動預払機または現金自動支払機（以下「ATM等」といいます。）にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の手続に従いATM等进行操作する方法

(2) 当行ウェブサイトの所定のページを経由し、または当行所定の方法により、当行に対して必要事項を通知する方法

2. 当行が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当行は、前項第1号にあってはATM等进行操作した会員に現金を交付する方法により、前項第2号にあっては支払口座に資金を振り込む方法により資金を交付するものとします。

3. キャッシングサービスまたはカードローンは、前項に従い現金が交付されまたは振込資金が支払口座に着金した日をもって、その利用日とします。

第83条（当行所定のATM等）

当行所定のATM等は、当行または当行が提携する金融機関が設置したもののほか、Visaが提携する日本国外の金融機関その他事業者が設置したものとします。ただし、カードローンの場合には、日本国外にあるATM等は含まれないものとします。

第84条（交付資金およびその金額）

1. 日本国内でキャッシングサービスを利用し、またはカードローンを利用する場合における交付資金は、邦貨によるものとし、その金額は、1万円以上とし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。

2. 日本国外でキャッシングサービスを利用する場合における交付資金は、利用をする国または地域の現地通貨によるものとし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。

第85条（キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為）

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用は行ってはならないものとします。

(1) 事業のために行うもの

(2) キャッシングサービスまたはカードローンの利用地と返済地、利用と返済の時間的間隔その他の事情に照らし、実質的に送金として行われるもの

2. キャッシングサービスもしくはカードローンの利用が前項の禁止に違反したまたは違反するおそれがある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第86条（キャッシングサービス・カードローンの利用が制限される場合）

1. キャッシングサービスおよびカードローンは、第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）第1項第1号の方法による場合には、当行またはATM等を設置した事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で、同項第2号の方法による場合には、当行が定める時間内に限り、利用する

ことができるものとします。

2. 当行またはATM等を設置した事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用ができない場合があります。
3. 日本国外におけるキャッシングサービスは、利用しようとする場所における法令または利用しようとするATM等を設置した事業者に対して適用される規則等により、利用時間もしくは利用金額が限定されまたは利用ができない場合があります。
4. キャッシングサービスまたはカードローンの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない事由がある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第2節 元利金支払義務および返済方式

第87条(元利金支払義務)

会員がキャッシングサービスを利用したまたは本人会員がカードローンを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、融資金を返済するとともに、本規約に定めるキャッシングサービス手数料またはカードローンの利息を支払うものとします。

第88条(日本国外でのキャッシングサービスの利用)

1. 会員が、日本国外でキャッシングサービスを利用したときには、これにより会員に交付された外貨建資金を邦貨へ換算した額を融資金として、本規約の各条項を適用します。
2. 前項に定める外貨建資金の邦貨への換算については、第54条(海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等)第2項を準用します。ただし、所定の手数料は加算されません。

第89条(キャッシングサービスの返済方式)

キャッシングサービスの返済方式は、1回払いとします。

第90条(カードローンの原則的返済方式および その返済額の算定方法)

1. カードローンの返済方式は原則として毎月元金定額返済とし、各約定支払日に、本契約に定めるところに従い定まる元金返済額に第97条(カードローンの利息計算方法)に従い計算される利息を加算して支払うものとします。
2. カードローンの元金返済額は、当行所定の日におけるカードローン利用可能枠に応じて定まるものとします。

第91条(カードローンの返済方式または返済額の 算定方法の変更)

1. 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、カードローンの返済方式またはその返済額の算定方法を、以下のとおり変

更することができるものとします。

- (1) 毎月元金定額返済の以降の約定支払日における元金返済額を変更すること。
- (2) 毎月元金定額返済につき、ボーナス月加算毎月元金定額返済に変更すること。
- (3) ボーナス月加算毎月元金定額返済の場合の、平月における元金返済額、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。
- (4) ボーナス月加算毎月元金定額返済につき、毎月元金定額返済に変更すること。

2. 返済方式または返済額の算定方法を変更した場合、変更後のものは、変更時以降、利用日が変更の前であるか否かを問わず、カードローン融資金残高全額に対して適用されるものとします。

第92条(返済方式または返済額の算定方法の変更時に定めるべき事項)

1. 第91条(カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更)第1項第1号または第3号のうち平月における元金返済額を変更する場合には、本人会員は、約定支払日に返済する元金額として、1千円単位で、カードローン利用可能枠に応じて当行が定める最低返済額以上の金額を指定するものとします。
2. カードローンの返済方式をボーナス月加算毎月元金定額返済に変更する場合またはボーナス月加算毎月元金定額返済のボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。
 - (1) ボーナス月
夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあつては7月または8月、冬期にあつては12月または1月のいずれか
 - (2) ボーナス月加算額
1千円以上1千円単位

第93条(キャッシングサービスからカードローンへの変更)

1. 会員が、キャッシングサービスを利用した場合(日本国外での利用は除きます。)、カードローン利用可能枠の設定を受けている本人会員は、当行が別に定める期日までに当行所定の方法で申し出ることにより、当該キャッシングサービスの融資金をカードローンの融資金に変更することができます。
2. 前項の規定にかかわらず、当行は、会員のショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用状況、本人会員の信用状態その他の事情を考慮し、カードローンの利用による融資金への変更をお断りすることができるものとします。
3. 本条第1項に従いカードローンの融資金に変更した場合、第1項の申出日より前はキャッシングサービスの利用として取り扱い、当該申出日以降は、当該申出日にカードローンが利用されたものとして取り扱います。

第3節 手数料または利息および費用

第94条(利率)

1. キャッシングサービス手数料の利率は、年14.9%とします。
2. カードローンの利率は、年14.9%とします。

第95条(利率の変更)

1. 第126条(本規約等の変更)の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知することにより、第94条(利率)に定める利率を社会通念上相当程度のもので変更できるものとします。
2. 前項により変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、融資金残高全額に対して適用されるものとします。この場合の残高には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第96条(キャッシングサービス手数料の計算方法)

1. キャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用日の翌日から返済日まで発生します。
2. 前項に定めるキャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用による個別の融資実行ごとに以下の計算式によって定まる額とします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。
●キャッシングサービスによる融資金×利率×利用日の翌日から返済すべき日までの日数÷365

第97条(カードローンの利息計算方法)

1. カードローンの利息は、カードローンの利用日の翌日からその最終返済日まで発生します。
2. 前項に定める利息の計算は、締切日翌日から翌月締切日までの期間単位で区切って行うものとし、当該期間中、日々以下の計算式によって定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。
●所定カードローン残高×利率÷365
3. 前項の所定カードローン残高とは、カードローン融資金残高のうち返済を遅滞していないものであって、その日の最終の残高をいいます。カードローン融資金は、利用日の翌日から所定カードローン残高に組み入れられるものとします。

第98条(ATM利用手数料)

会員がATM等を利用する方法により、日本国内でキャッシングサービスを利用した場合またはカードローンを利用した場合には、本人会員は、当行に対し、別表3に定めるATM利用手数料を負担するものとします。

第4節 返済日と返済額等

第99条(キャッシングサービスの返済額)

会員が、キャッシングサービスを利用したときには、本人会員は、当該キャッシングサービス利用日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該キャッシングサービスの融資金全額とこれに対する第96条(キャッシングサービス手数料の計算方法)に従い定まるキャッシングサービス手数料の合計額全額を支払うものとします。

第100条(毎月元金定額返済であるカードローンの返済額)

1. 本人会員が、カードローンを利用または第93条(キャッシングサービスからカードローンへの変更)の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、カードローンの返済方式が毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号により定まる元金の返済額に所定利息を加算して支払うものとします。

(1) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、約定支払日に返済する元金額としてあらかじめ定められた金額(以下本条および第101条(ボーナス月加算毎月元金定額返済であるカードローンの返済額)において「カードローン返済元金」といいます。)以上である場合には、カードローン返済元金

(2) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高

2. 前項の「所定利息」とは、約定支払日の2か月前の締切日の翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの期間に係る、第97条(カードローンの利息計算方法)の規定に従い定まる利息をいいます。

第101条(ボーナス月加算毎月元金定額返済であるカードローンの返済額)

本人会員が、カードローンを利用または第93条(キャッシングサービスからカードローンへの変更)の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、その返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号に定める金額を支払うものとします。

(1) 平月には、第100条(毎月元金定額返済であるカードローンの返済額)の規定により算定された金額

(2) ボーナス月には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額

(3) 本項第1号または第2号の規定にかかわらず、約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高に第100条第2項に定める所定利息を加算した金額

第102条(カードローンの臨時加算返済)

1. 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの返済額の算定方法により算定された

次回約定支払日に支払うべき金額を、1千円単位で増額することができるものとします。

2. 本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの元利金の返済として次回約定支払日に支払うべき金額を、カードローン融資金残高全額およびこれに対する次回約定支払日前日までの利息の合計額に変更することができるものとします。ただし、残高は、当該申込時点までに当行において売上処理が完了している範囲に限りです。
3. 前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第106条（ご利用明細の提供等）または第107条（ご利用明細書の発行と発行手数料）に従いWEB明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知するものとします。

第103条（ATM利用手数料の支払）

本人会員は、会員が、ATM利用手数料が発生することとなるATM等の利用を行った後直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ATM利用手数料を支払うものとします。

第4章 支払

第1節 締切日および約定支払日

第104条（締切日および約定支払日）

1. 締切日は毎月15日とし、約定支払日は毎月10日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、10日が当行休業日である場合には、当該月の約定支払日は翌営業日とします。

第105条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）

1. 事務処理の都合により、締切日が利用日以降到来する直近の15日より後の月の15日となる場合があります。
2. 前項の場合、第66条（1回払い）の約定支払日または第68条（2回払い）から第70条（ボーナス併用分割払い）までに定める第1回目の約定支払日は、前項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
3. 本条第1項の場合、第67条（ボーナス一括払い）の約定支払日は、同条に定める約定支払日より後の約定支払日となる場合があります。
4. 本条第1項の場合、第65条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）第2項および第3項に定める締切日は、第1項により後倒しされた締切日を意味するものとします。
5. 本条第1項の場合、第99条（キャッシングサービスの返済額）および第103条（ATM利用手数料の支払）の約定支払日は、第1項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
6. 第104条（締切日および約定支払日）第2項の規定は、第2項および前項の場合に準用します。

第2節 約定支払日における支払

第106条(ご利用明細の提供等)

1. 当行は、WEB明細登録を行った本人会員に対し、約定支払日に先立ち、WEB明細により、第2編第2章第4節(支払日と支払額等)および同編第3章第4節(返済日と返済額等)の規定により定まる額その他直近の約定支払日において支払うべき金額(以下「約定支払額」といいます。)、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用明細その他関連事項を、電磁的記録の提供の方法によって提供します。この場合、当行は、第107条(ご利用明細書の発行と発行手数料)に定める場合を除き、ご利用明細書の送付を行わないものとします。
2. 前項のWEB明細は、概ね約定支払日の前月25日までにWEBサービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法で提供するものとします。
3. 本条第1項のWEB明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、当行が別に定めるところによるものとします。
4. 当行は、本人会員に対してWEB明細を提供し、本人会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額の通知を行ったものとみなします。
5. 当行がWEB明細を提供した場合には、本人会員は、遅滞なくその内容を確認し、その内容に疑義があるときには、すみやかに当行に対してその旨を申し出るものとします。

第107条(ご利用明細書の発行と発行手数料)

1. 当行は、当行所定の日時点において、以下の各号のご利用明細書発行事由欄に定められた事由があるときには、その後、当行所定の日時点に当該各号のご利用明細書発行停止事由欄に定められた事由が存在するに至るまで、WEB明細の提供に代えまたはこれとともにご利用明細書を、約定支払日に先立ち、本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当行は、ご利用明細書の発行および送付を行わないことができるものとします。

	ご利用明細書発行事由	ご利用明細書発行停止事由
(1)	第28条(WEBサービス等への登録)に定めるWEBサービスおよびWEB明細の登録が完了していないこと。	左欄の事由が解消したこと。
(2)	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を希望する旨の申出がなされたこと。	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を要しない旨の申出がなされたこと。
(3)	前各号の場合を除き、当行の業務上、ご利用明細書の発行が必要であること。	左欄の事由が解消したこと。

2. 本人会員は、当行が、前項第1号または第2号に定めるところにより本人会員に宛ててご利用明細書を送付したときには、当行に対し、ご利用明細書の発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」といいます。）として当行が別に定める額を支払うものとします。ただし、当行が別に定める場合にはこの限りではありません。
3. 発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用明細書で請求するショッピング利用代金の約定支払日に、当該代金と合算して支払うものとします。
4. 第106条（ご利用明細の提供等）第5項の規定は、本人会員に宛ててご利用明細書が送達された場合に準用します。

第108条（口座振替による支払）

1. 本人会員は、約定支払額につき、約定支払日に、支払口座から、口座振替の方法により支払うものとします。本人会員は、約定支払額の一部のみを口座振替の方法により支払うことができないことにつき異議ないものとします。
2. 本人会員となろうとする者は、本契約の申込にあたり、前項に定める口座振替のために必要となる口座振替依頼書を作成のうえ当行に対して提出しまたはこれに代わる当行所定の手続がある場合には当該手続をとるものとします。
3. 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、当行に開設された預金口座であって本人会員名義であるもの以外の預金口座を支払口座として指定してはならないものとします。

第109条（再振替）

支払口座の残高不足その他の事由により、約定支払日に約定支払額の支払ができない場合、当行は、約定支払日後においても約定支払額全額または一部につき口座振替ができるものとします。

第110条（口座振替によらない支払）

1. 第108条（口座振替による支払）第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由がある場合には、口座振替による支払を行うことはできません。
 - (1) 本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務につき期限の利益を喪失した場合であって、当行が口座振替を停止したとき。
 - (2) 前各号に掲げるもののほか、当行が必要と認め本人会員に通知したとき。
2. 前項第1号の場合には、当行が別途指定する預金口座への振込みやその他の方法により支払うものとします。
3. 本条第1項第2号の場合には、本人会員は、当行が別に通知するところに従い支払うものとします。

第3節 履行期に遅れた支払

第111条（遅延損害金）

1. 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、その約定支払日における支払を遅滞した場合（ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。）には、本人会員は、当行に対し、約定支払日

の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の 支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金 (付帯サービスの利用に 基づく代金または手数料 を含みます。以下本条に おいて同じ。) および ショッピング利用手数料	分割払い、 ボーナス併用分割 払い	支払を遅滞した、ショッピン グ利用代金およびショッピ ング利用手数料の合計額 × 所定遅延損害金率 ÷ 365
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、 ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピン グ利用代金 × 所定遅延損 害金率 ÷ 365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、 リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング 利用代金 × 年 14.40% ÷ 365
(4)	キャッシングサービスお よびカードローン融資金		支払を遅滞した融資金 × 年 14.40% ÷ 365
(5)	第1号から第4号までの いずれにも該当しない 金銭債務(ただし、第3 号の場合におけるショッ ピング利用手数料、第4 号の場合におけるキャッ シングサービス手数料 および利息ならびに遅 延損害金を除きます。) であって当行が別に定 めるもの		支払を遅滞した金額 × 年 14.40% ÷ 365

2. 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の1日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の 支払方式の別	遅延損害金
(1)	ショッピング利用代金 およびショッピング利用手数料	分割払い、 ボーナス併用分割 払い	期限の利益を喪失した ショッピング利用代金および ショッピング利用手数料の 合計額×所定遅延損害 金率÷365
(2)	ショッピング利用代金	2回払い、 ボーナス一括払い	期限の利益を喪失した ショッピング利用代金×所 定遅延損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、 リボルビング払い	期限の利益を喪失した ショッピング利用代金×年 14.40%÷365
(4)	キャッシングサービスおよび カードローン融資金		期限の利益を喪失した融 資金×年14.40%÷365
(5)	第1号から第4号までの いずれにも該当しない 金銭債務（ただし、第3 号の場合におけるショッ ピング利用手数料、第4 号の場合におけるキャッ シングサービス手数料 および利息ならびに遅 延損害金を除きます。） であって当行が別に定 めるもの		期限の利益を喪失した金 額×年14.40%÷365

3. 本条第1項および第2項に定める「所定遅延損害金率」とは、最初に遅滞した時点における法定利率(%)×365÷366(小数点3位以下切捨て)を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。

第4節 約定支払日前の支払

第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)

1. 本人会員は、あらかじめ当行所定の方法により当行に通知し、当行の承認を得ることにより、本規約に定めるところに従い、基本サービスを会員が利用し

たことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務につき、期限の利益を放棄して、約定支払日に先立ち弁済することができるものとします。この場合の弁済方法は、支払口座からの口座振替または当行所定の預金口座に振り込む方法（ただし、当行が特に認める場合には、当行が別に定める時間内における当行指定窓口への持参払いの方法）とします。

2. 本人会員は、当行に対し、前項の通知時に、本規約に定めるところに従い、約定支払日前の弁済を予定する金銭債務の種類および範囲ならびに弁済日を指定するものとし、当行は、本人会員に対し、当該指定に従い、弁済日、当該弁済日において支払うべき金額および口座振替の場合は預金口座、振り込みの場合は支払先となる預金口座を通知します。
3. 本人会員は、約定支払日より前に弁済をする場合には、前項により当行が通知したところに従い、当行が通知した預金口座に通知した弁済日に入金となるよう、口座振替の場合は預金口座への入金、振り込みの場合は振込手続をとるものとします。

第113条（約定支払日前の弁済ができる範囲）

1. 第112条（約定支払日前の弁済およびその手続）第2項により本人会員が指定することができる金銭債務の範囲は、以下の表に記載された債務であって、当行に売上票が到達し売上処理が完了しているものとします。

	金銭債務の種類等	指定可能範囲
(1)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式が分割払いであるもの	ショッピングの売上票を単位とする1個の利用に係るショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額全額
(2)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式がリボルビング払いであるもの	ショッピングリボ残高およびリボルビング払いに係るショッピング利用手数料の合計額の範囲で1円以上の任意の額
(3)	キャッシングサービス利用に基づき負担する金銭債務	キャッシングサービスに係る融資金残高およびキャッシングサービス手数料の合計額全額
(4)	カードローン利用に基づき負担する金銭債務	カードローン融資金残高およびカードローンに係る利息の合計額の範囲で1円以上の任意の額

2. 前項第1号および第2号に定めるショッピング利用手数料、同項第3号に定めるキャッシングサービス手数料ならびに同項第4号に定めるカードローンの利息は、それぞれ、第112条第2項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものとします。
3. 本条第1項第1号のショッピング利用手数料であって第112条第2項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものは、78分法またはこれに準ずる当

行所定の計算方法により算出するものとします。

4. 本条第1項第2号に定めるショッピング利用手数料は第65条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法)の規定を、第1項第3号に定めるキャッシングサービス手数料は第96条(キャッシングサービス手数料の計算方法)の規定を、第1項第4号に定めるカードローンの利息は第97条(カードローンの利息計算方法)の規定を、それぞれ準用して計算するものとします。

第114条(第112条によらずになされた支払)

1. 本人会員が、第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)第1項に定めるところに従い当行に通知をせずもしくは当行の承認を得ることなくまたは同条第3項に反して支払をなした場合には、当行は、本人会員に通知することなく、以下の各号に定める処理をすることができるものとします。
 - (1) 当行所定の日において、本人会員が当行に対し、本人会員と当行との契約(本契約以外の契約も含みます。)に基づき金銭債務を負担している場合には、当該所定日に当該金銭債務への弁済がなされたものとみなして取り扱うこと。
 - (2) 前号以外の場合には、支払口座への振込その他の相当な方法で返金すること。
2. 前項に規定する場合、本人会員の支払日から前項第1号の当行所定日までまたは前項第2号の返金日までの間、当行は支払われた金銭につき、利息を付さないものとします。
3. 本人会員は、本条第1項第2号に定める返金に要する費用を負担するものとし、当行は、本人会員に対して通知することなく、返金に要する費用を控除した残額を返金することができるものとします。

第115条(ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則)

1. 第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)から第114条(第112条によらずになされた支払)までの規定にかかわらず、本人会員は、当行が指定する日本国内のATMを利用して、当行において売上処理が完了しているショッピングリボ残高またはカードローン融資金残高の一部につき、期限の利益を放棄して約定支払日前の弁済をすることができるものとします。
2. 前項の場合、弁済できる金額は、1千円以上1千円単位(ただし、利用するATMによっては、1万円以上1万円単位)に限られるものとします。
3. 本条第1項のATMの利用は、当行またはATM設置事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で利用することができるものとします。また、当行またはATM設置事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、ATMを利用した弁済はできないことがあります。

第5節 支払等に関する雑則

第116条(返金等の処理)

第114条(第112条によらずになされた支払)の規定は、ショッピング利用の取消しその他の事由により、履行期にある債務の額を超えて当行に対して支払

がなされ(ただし、第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)または第115条(ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則)に定めるところにより約定支払日前の弁済がなされた場合を除きます。)、当行が本人会員に対し本契約に関して返金等の処理をする必要が生じた場合に準用します。ただし、当行が別に定める場合を除きます。

第117条(期限の利益の喪失)

1. 以下の各号の期限の利益喪失事由欄に記載のいずれかに該当したときには、これにより、対応する期限の利益喪失債務欄に記載された債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
(1)	ショッピングの利用のうち、以下のいずれかに該当するものによる債務につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞したこと。 ① 当該ショッピングの支払方式が1回払いであるもの ② 当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、ショッピングの利用により立替払いを委託した金員が、不動産の購入に係わるもの、割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入代金であるものまたは第43条(カード等の利用による立替払いの委託)第1項第2号に該当するもの ③ 当該ショッピングの支払方式が1回払い以外であって、日本国外にある者に対して行われるもの ④ 上記①から③までのいずれにも該当しないショッピングの利用であって、会員が営業のためにまたは営業として締結した売買契約または役務提供契約(ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する契約を除きます。)に基づく代金または役務提供の対価について立替払いを委託するもの	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務のうち、(1)の左欄①から④までに係る債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務 (ウ)カードローンの利用による債務 (エ)その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務(ただし、割賦販売法の定めにより書面または電磁的記録による催告が必要なものを除きます。)
(2)	キャッシングサービスまたはカードローンの利用による債務につき、本人会員が支払を一部でも遅滞したこと。	
(3)	ショッピングの利用による債務(ただし、(1)①から④までのいずれかに該当するものを除きます。)につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞し、当行が割賦販売法に定めるところに従い支払を催告したにもかかわらず、当該催告に従った支払がなされなかったこと。	以下に該当する債務すべて (ア)ショッピングの利用による債務 (イ)キャッシングサービスの利用による債務

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
(4)	本人会員につき、以下のいずれかの事由が生じたこと。 ① 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡となったこと。 ② 上記①に掲げる場合のほか、支払を停止したこと。 ③ その財産に対し、差押もしくは仮差押または仮処分(信用に関しないものを除きます。)の申立てがあったこと。 ④ その財産に対し、滞納処分による差押がなされまたは保全差押が行われたこと。 ⑤ 破産手続開始または民事再生手続開始の申立てがあったこと。 ⑥ 債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続の申立てがあったこと。 ⑦ 本人会員の債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者への依頼がなされた旨の通知を受けたこと。	(ウ) カードローンの利用による債務 (エ) その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務
(5)	以下のいずれかに該当したこと。 ① 会員がカードの譲渡、担保権設定など当行のカード所有権を侵害する処分行為を行ったこと。 ② 会員がカードの貸与、寄託などカードの占有を移転する行為を行ったこと。 ③ 本人会員が当行に対する届出をすることなくその住所または居所を変更し、当行にとってその所在が不明となったこと。	

2. 以下の各号のいずれかに該当したときには、本人会員は、当行の請求により、前項第3号、第4号ならびに第5号のア、イ、ウおよびエの債務につき期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

- (1) 本人会員の入会申込時の申告または第23条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)に基づく届出の内容が虚偽であったとき。
- (2) 以下のいずれかの事由が生じたことその他の本人会員の信用状態が著しく悪化したと判断するに足りる理由があるとき。
 - ① 本人会員が保証会社から保証の中止または解約の申し出を受けたとき。
 - ② 本人会員が経営する法人につき法的倒産手続開始の申立てがなされまたは当該法人の事業のすべてが廃止されたこと。
 - ③ 本人会員が当行に対して負担する金銭債務(ただし、会員が基本サービスを利用したことに基づくものを除きます。)の履行を怠ったこと。
 - ④ 本人会員が当行に対する他の債務の期限の利益を失ったとき。
- (3) 前項第5号または第1号に掲げる場合を除き、会員が本契約に定める義務に違反し、その違反が重大であるとき。

第118条(充当)

本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務の弁済として金員が支払われた場合(第114条(第112条によらずになされた支払)第1項第1号の場合その他本契約に基づき弁済とみなされる場合を含みます。)であって、支払われた金員が、本人会員が当行に対して負担するすべての債務を消滅させるに足りないとき(第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)または第115条(ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則)の規定に従い弁済がなされた場合を除きます。)には、当行は、本人会員への通知なくして、当該支払を当行所定の時期における弁済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務(本契約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当することができるものとします。ただし、割賦販売法第30条の5第1項により同法第30条の4の規定が準用される場合にあっては、同法第30条の5第1項に従い充当されたものとみなすものとします。

第119条(支払等に要する費用等の負担)

1. 本人会員は、振込手数料その他当行に対する債務の弁済に要する費用を負担するものとします。
2. 本契約に関し本人会員が当行に対して負担した債務に関する契約締結費用または当該債務の弁済費用であって、印紙税その他の公租公課または公正証書作成費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものについては、すべて本人会員の負担とします。
3. 本条第1項および第2項までの規定は、各項に定められた費用が利息制限法に定めるみなし利息に該当する場合には適用されないものとします。

第120条(当行からの相殺)

1. 本人会員が本契約に基づくショッピング利用代金(付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。)、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金の債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金、ショッピング利用手数料、キャッシングサービス利用手数料、カードローン利息および遅延損害金等本契約に基づく取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第121条(会員からの相殺)

1. 本人会員は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

3. 本条第1項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

第122条(相殺における充当の指定)

1. 当行から相殺する場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
2. 本人会員から相殺をする場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本人会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本人会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。
3. 本人会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。
4. 本条第2項なお書き、または前項によって、当行が指定する本人会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

〈第3編 退会、会員資格の取消その他の条項〉

第123条(反社会的勢力等の排除)

1. 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条(家族会員)第1項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、会員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員または暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - (2) 暴力団準構成員または暴力団関係企業もしくは団体
 - (3) 総会屋等または社会運動標ぼうゴロ
 - (4) 特殊知能暴力集団等
 - (5) 前各号に準ずる者
 - (6) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者
 - (7) 前号に掲げる場合を除きテロリスト等(その疑いのある者を含みます。以下同じ。)
 - (8) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他の目的で不当に本項第1号から第5号までに掲げる者(以下「暴力団員等」といいます。)、第6号に掲げる者またはテロリスト等を利用してると認められる関係を有する者
 - (9) 暴力団員等、本項第6号に掲げる者またはテロリスト等に対して資金等

を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係者を有する者

2. 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条（家族会員）第1項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことおよび家族会員にこれを遵守させることを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 当行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第124条（会員区分の変更等）

1. 本人会員が当行所定の手続により当行に対して申し込み、当行が承認した場合、会員区分を変更することができます。
2. 会員区分が変更になった場合、以下の各号の全部または一部が変更されることがあります。また、家族会員につき、会員区分変更後、あらためて家族会員として指定し当行の承認を求める手続が必要となる場合があります。

- (1) 年会費
- (2) 第2編第1章に定める利用可能枠等
- (3) ショッピング利用手数料率
- (4) キャッシングサービス手数料の利率
- (5) カードローンの利率

第125条（会員区分の変更の場合における処理）

第124条（会員区分の変更等）第1項に規定する場合、当行は、会員に対し、変更後の会員区分に応じて新たなカードを貸与します。第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）の規定は、この場合に準用します。

第126条（本規約等の変更）

1. 当行は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、これらの変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

- (1) 社会情勢または経済状況の変動
- (2) 法令、自主規制機関の規則または国際ブランド会社のルールの変更
- (3) 当行の業務またはシステムの変更

2. 前項の規定にかかわらず、当行は、第9条（カードの再発行）第3項に定めるカード再発行手数料、第22条（年会費）に定める年会費、第98条（ATM利用手数料）に定めるATM利用手数料、第107条（ご利用明細書の発行と発行

手数料)第2項の発行手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイト公表する方法その他の本人会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。

第127条(退会)

- 1.本人会員は、当行所定の方法で当行に通知することにより、いつでも本契約を終了させることができるものとします。
- 2.本人会員が死亡したときには、その時点で当然に本契約は終了するものとします。
- 3.本人会員に家族会員がある場合であって、本人会員が当行に対して本条第1項の通知をなしたときまたは本人会員が死亡したときには、当然に当該家族会員もその会員資格を喪失するものとします。

第128条(会員資格の取消)

- 1.本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1)第117条(期限の利益の喪失)第1項第1号から第3号までに掲げる事由により、当行に対して負担する債務の期限の利益を喪失したこと。
 - (2)第117条第1項第3号に定める債務につき、継続または反復してその支払を遅滞したこと。
 - (3)第117条第1項第4号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。
 - (4)第13条(カード等の管理)第1項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第2項第1号に違反してカードを処分し、同条第3項に違反してカードの占有を移転し、同条第4項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第5項に違反したこと。
 - (5)第13条第1項第1文後段または同条第4項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)
 - (6)第14条(暗証番号の管理)第1項かつ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)
 - (7)第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)第2項に反して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。
 - (8)第20条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)第2項に定めるID等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)
 - (9)本契約の申込時に当行に申告すべき事項または第23条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)に定める届出事項につき、故意に著しく事実と反する申告または届出をしたこと。

- (10) 第25条(年収および職業等の申告)の規定に基づき申告すべき事項につき、故意に著しく事実と反する申告をし、または同条第3項に基づき提出すべき収入を証する書面について、偽造もしくは変造した書面を提出したこと。
 - (11) 第26条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)第3項に違反して同項の届出をせずまたは虚偽の届出をしたこと。
 - (12) 第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第1項または第2項に違反したこと。
 - (13) 第51条(ショッピング利用に係る禁止行為等)第1項各号のいずれかに該当するショッピングの利用を行ったこと。
 - (14) 第51条第1項第9号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に違反しもしくは濫用的であり、当行がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。
 - (15) 第85条(キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為)第1項各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用を行ったこと。
 - (16) 第123条(反社会的勢力等の排除)第1項の表明が事実と反しまたは同項もしくは同条第2項の確約に違反したこと。
 - (17) 第123条第1項の表明もしくは同項もしくは同条第2項の確約を拒みもしくは撤回しまたはこれを行っていない旨を主張すること。
 - (18) 第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第2項の義務に違反し、家族会員が、第4号から第8号までもしくは第13号から第15号までのいずれかに該当または第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第2項に違反したこと。
 - (19) 前各号に掲げる場合のほか、本規約(本規約に付随しまたは関連する特約を含みます。以下本条および第129条(カード等の利用の停止)において同じ。)に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であること。
 - (20) 本項第9号に定める場合を除き、本人会員の住所および居所または職業もしくは勤務先が不明となったこと。
 - (21) 当行と本人会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当行が当該契約を解除したこと。
 - (22) 当行と提携する事業者と本人会員との間のカード会員契約に基づく債務につき、当行が本人会員から委託を受けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解除されたこと。
 - (23) 前各号に掲げる場合のほか、本人会員の信用状態が著しく悪化したこと。
2. 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
- (1) 第123条(反社会的勢力等の排除)第1項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。

- (2) 会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、当行もしくは当行の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人（以下本条において「当行等」といいます。）に対して暴力行為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。
 - (3) 会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布しもしくは偽計もしくは威力を用いて、当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害したこと。
 - (4) 会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当行等の業務または私生活の平穩を害する言動を行い、信頼関係を維持することができない状態に至ったこと。
 - ① 著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。
 - ② 正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行うこと。
 - ③ 当行が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。
 - ④ 義務ないことを行うことを執拗に求めること。
 - ⑤ 差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不当な言動を行い、当行等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。
 - (5) 本項第2号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当行の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当行がこれを行わないよう求めても応じなかったこと。
 - (6) 当行との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは言動をなしまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為をなさなかったことにより、当行が当該会員との取引を継続することが困難となったこと。
 - (7) カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。
3. 本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、該当する各号に定める義務の履行を催告し、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
- (1) 本条第1項第7号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第2項もしくは第3項の義務に違反したこと。
 - (2) 本条第1項第9号および第20号の場合を除き、第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）第1項の規定に違反して、届出事項の届出をしなかったこと。
 - (3) 本条第1項第10号の場合を除き、第25条（年収および職業等の申告）の規定に違反して申告すべき事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。
 - (4) 第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保

有等に係る届出等)第1項の義務に違反しまたは同条第4項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。

- (5) 第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第3項に基づく当行の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。
- (6) 第61条(指定された支払方式の変更)第4項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。
- (7) 第108条(口座振替による支払)第2項に定める義務に違反したこと。
- (8) 本条第1項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと(ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。)

第129条(カード等の利用の停止)

- 1. 以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、本項第1号から第11号まで、第15号または第16号の事由にあつては当該事由が解消されるまでの間、第12号にあつては当該疑いが解消されまたは当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第13号にあつては当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第14号にあつては当該利用が行われないことを確認できるまでの間、当行は、何らの通知または催告を要せず本人会員およびその家族会員につき基本サービスもしくは付帯サービス等の全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - (1) 本人会員が当行に対する金銭債務の履行を遅滞したとき。
 - (2) 本人会員の信用状態が著しく悪化しまたは悪化するおそれのあるとき。
 - (3) 会員が第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)第2項または第3項の義務の履行を怠ったとき。
 - (4) 本人会員が第26条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)第1項の義務の履行を怠ったとき。
 - (5) 本人会員が第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第1項に違反した疑いがあるとき。
 - (6) 会員が第27条第2項に違反した疑いがありまたは同条第3項に違反したとき。
 - (7) 本人会員が第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第2項第1文の義務に違反した疑いがあるとき。
 - (8) 第123条(反社会的勢力等の排除)第1項の表明が誤りであるおそれがありまたは本人会員が同条第1項もしくは第2項の確約に反した疑いがあるとき。
 - (9) 会員が第128条(会員資格の取消)第1項第4号から第8号まで、同項第13号、同項第15号または同条第2項第6号もしくは同項第7号のいずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (10) 本人会員が、第128条第1項第9号から第11号までまたは同項第19号のいずれかに該当する疑いがあるとき。
 - (11) 本項第1号、第3号、第4号または第6号後段に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務が履行されないとき。
 - (12) 第128条第2項第2号、同項第3号または同項第5号に定める言動がなされた疑いがあるとき。

- (13) 第128条第2項第4号①から⑤までのいずれかの言動または同号柱書に定める言動がなされたとき。
- (14) 付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に反しまたは濫用的であるとき。
- (15) 会員の意思に基づかないカード等の利用がなされるおそれが生じたとき。
- (16) 会員が、意思能力を喪失するなどその意思によりカード等を利用することが困難となったおそれがあるとき。
2. 当行は、支払口座からの口座振替を行うために必要な手続が完了するまで、カード等の利用を停止することができるものとします。

第130条(本契約の解約)

当行は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、本人会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解約し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 当行が、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に対応するため、当行の業務またはシステムを変更するためその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合
- (2) 当行が第三者(国際ブランド会社および一般の事業会社を含みます。)と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了すること、当該提携の条件または内容を変更することその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合
- (3) 本人会員およびその家族会員全員が、長期間、貸与されたカードのショッピングおよびキャッシングサービスを利用しないなど、利用状況に照らして合理的な理由がある場合

第131条(更新カード不発行等と本契約の終了)

1. カードの有効期限が満了しつつ、当行が第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)第2項に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。
2. 当行が第7条(カードの貸与)、第8条第2項または第9条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。

第132条(本契約終了の効果)

1. 第127条(退会)、第128条(会員資格の取消)、第130条(本契約の解約)または第131条(更新カード不発行等と本契約の終了)の規定により本契約が終了した場合には、会員は、以後、基本サービスおよび付帯サービスを利用してはならないものとします。
2. 前項に規定する場合、当行は、当行自らまたは加盟店を通じて、会員に貸与

- したカードの返却を求めることができるものとし、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。
3. 前項の規定にかかわらず第1項に規定する場合には、当行は、カードの返却に代えてカードの破棄を求めることができるものとします。この場合、本人会員は、本人会員およびその家族会員に貸与されたカードすべてにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
4. 本条第1項の規定に反して会員が基本サービスまたは付帯サービスを利用した場合には、本人会員はただちに当該利用に係るカード等利用代金等または付帯サービスの代金もしくは手数料に相当する額を支払うものとします。第49条(継続課金取引の終了等)第2項、第16条(カードの利用と本人会員の責任)、第18条(カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任)から第21条(第三者へのカード情報の登録と管理)までの規定により支払義務を負う場合にも同様とします。
5. 第127条、第128条、第130条または第131条の規定により本契約が終了した場合であっても、以下の各号に掲げる事由に該当するときには、なお、以下の各号に定める本規約の規定が適用されるものとします。この場合、当該各号の規定につき第126条(本規約等の変更)第1項の規定により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。
- (1) 第48条(継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則)に定める登録を行った場合には、第49条(継続課金取引の終了等)第2項
 - (2) 本条第2項または第3項の義務が履行されるまでの間は、第13条(カード等の管理)から第21条(第三者へのカード情報の登録と管理)までの各規定
 - (3) 本契約が終了するまでに、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担した金銭債務がある場合には、第115条(ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則)を除く第2編第4章(支払)の規定
 - (4) 前項または第1号もしくは第2号の規定により負担する金銭債務がある場合には、第111条(遅延損害金)、第118条(充当)および第119条(支払等に要する費用等の負担)
 - (5) 家族会員がある場合には、第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)

第133条(外国為替および外国貿易に関する法令等の適用)

1. 日本国外でのカード等の利用またはこれに類するものとして当行が指定するものに該当する場合であって、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令により許可もしくは承認を受けまたは届出をする義務が課せられるものであるときには、会員は、当該カード等の利用ができずまたは制限される場合があります。
2. 会員は、日本国外でカード等を利用したときには、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令に定める義務に対応するうえで必要となる当行の指示に従うものとします。

第134条（準拠法）

本契約、基本サービスの利用により成立する契約、付帯サービスに関する契約および特約その他本契約に関連したまたは付随する契約は、日本法を準拠法とし日本法に従って解釈されるものとします。

第135条（合意管轄）

会員は、会員と当行の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、会員の住所地または当行の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

〈第4編 個人情報同意条項〉

第136条（定義）

本同意条項において、個人情報情報機関とは、個人の支払能力または返済能力（以下「支払能力等」といいます。）に関する情報の収集および当該個人情報情報機関と信用情報提供契約を締結した与信事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人情報情報機関とは、個人情報情報機関のうち当行が信用情報提供契約を締結している者、提携個人情報情報機関とは、加盟個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関であって加盟個人情報情報機関以外の者をいいます。

第137条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）

1. 本人会員および本人会員となろうとする者（以下これらを総称して「本人会員等」といいます。）は、当行が、以下の本項第1号から第3号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第1号から第3号までの契約に基づき行われる取引（付帯サービスなど、当行が提供するサービスに係るものを含みます。）を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。

(1) 本契約

(2) ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約など本契約に基づく契約

(3) 本人会員等と当行との間の本契約以外の契約

2. 前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者（以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。）に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第139条（個人情報情報機関）に掲げる個人情報情報機関から提供を受けた個人情報、第143条（機微情報の取扱い）に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。

(1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先（その所在地および電話番号等を含みます。）、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報

- (2) 本人会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費（居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。）その他の本人会員等の支払能力等に関する情報
- (3) 入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として指定された預金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報
- (4) 本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の申込、成立および内容に関する情報
- (5) 本契約または本契約に基づく契約により本人会員が負担する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約または本契約の履行に関する情報
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当行ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当行が適正な手段で取得した情報（個人関連情報を含む）

第138条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報 の利用）

- 1. 本人会員等は、当行が、本件個人情報（ただし、第137条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）第2項第2号の情報を除きます。）につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。
 - (1) 当行のクレジット関連事業における市場調査、商品開発
 - (2) 当行のクレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内
 - (3) 当行が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による営業案内
- 2. 当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイトにおいてご確認いただけます。
- 3. 当行が本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

第139条(個人信用情報機関)

1. 当行の加盟個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名 称	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zen-ginkyo.or.jp/pcic/
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構(JICC)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

※株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

2. 加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は、以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター	株式会社シー・アイ・シー(CIC) 株式会社日本信用情報機構(JICC)
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	全国銀行個人信用情報センター 株式会社日本信用情報機構(JICC)
株式会社日本信用情報機構(JICC)	全国銀行個人信用情報センター 株式会社シー・アイ・シー(CIC)

3. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

4. 株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、同社が保有する信用情報を分析のうえ算出した「指数」とその「算出理由」を「クレジット・ガイダンス情報」として当該情報の本人および同社の加盟事業者に限って提供しております。クレジット・ガイダンス情報は、同社の加盟事業者においては、与信判断の目的でのみ提供され利用されます。「クレジット・ガイダンス」の詳細については、上記CICのホームページをご確認ください。

第140条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）

1. 本人会員等は、当行が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。
 - (1) 本人会員等の支払能力等を調査し、当行と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため
 - (2) 当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として本人会員の支払能力等を調査するため
 - (3) 当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため
2. 前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報は、第142条(3)に定められた情報とします。
3. 当行は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。

第141条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）

1. 本人会員等は、当行が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。

登録される情報	加盟個人信用情報機関別の登録される期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	株式会社日本信用情報機構（JICC）
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		
②本契約の申込に係る情報	当行が個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間	当行が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
③本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
④本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

2. 当行が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。
 （1）全国銀行個人信用情報センターに対して

情報の項目	具体例
①本人情報	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等
②本契約の内容及びその返済状況	借入金額、借入日、最終返済日、延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実
③当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	
④官報情報	
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	
⑥本人申告情報	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等

(2) 株式会社シー・アイ・シー(CIC)に対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号(ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。)等
②本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別(申込区分)、契約予定額、支払予定回数等
③本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等
④支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等

(3) 株式会社日本信用情報機構(JICC)に対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号(ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。)等
②申込情報	照会日、申込商品種別等
③契約内容に関する情報	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等
④返済状況に関する情報	入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等
⑤取引事実に関する情報	債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等

第142条(加盟個人信用情報機関による信用情報の利用 および加盟事業者に対する提供に関する同意)

本人会員等は加盟個人信用情報機関が、加盟事業者による本人会員等の支払能力等調査に資することを目的に、その保有する個人情報であって、加盟事業者における与信判断に用いられることを予定する情報(以下「信用情報」といいます。)を以下のとおり利用することおよび当該情報を加盟事業者に提供することに同意します。

(1) 加盟個人信用情報機関が保有する信用情報

加盟個人信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

- ①加盟事業者(当行を含みます。)から提供を受けた個人情報。当該情報の種類および概要は、第141条(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意)第2項に掲げられたものと同様です。

- ②加盟個人情報情報機関が収集した①以外の情報。当該情報には、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人情報情報機関に申告した情報または貸付自粛情報（本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないよう求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報）が含まれます。
 - ③加盟個人情報情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
- (2) 加盟個人情報情報機関による信用情報の利用
- 加盟個人情報情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
- ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他加盟個人情報情報機関の業務を適切に実施するための処理
 - ②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
- (3) 加盟個人情報情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供
- 加盟個人情報情報機関は、信用情報（(1)①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（(1)①）を、提携個人情報情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

第143条（機微情報の取扱い）

1. 当行は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。
2. 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。
 - (1) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）に定める要配慮個人情報
 - (2) 労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの
3. 本条第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当行は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取り扱うことができますものとします。ただし、本項第6号から第9号に掲げる場合であって、機微情報が前項第1号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 学術研究機関等から学術研究目的で機微（センシティブ）情報を取得する必要がある場合（当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
 - (6) 機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類

を本人特定のために取得、利用または保管する場合

- (7) 相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (8) 当行のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (9) 機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

第144条(個人情報の公的機関等への提供)

当行は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、本人会員等は、当行が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当行が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第145条(個人情報の滋賀DCカードへの提供)

会員等は、当行が本規約およびSTIO Visa保証委託契約に基づき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行う滋賀DCカードに対し、第137条(取引を遂行する目的での個人情報の取扱い)第2項各号の個人情報を提供し、滋賀DCカードが本保証取引を含む滋賀DCカードとの取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第146条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1. 会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第150条(お問合せ窓口)に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。
- 2. 会員等は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。
- 3. 当行の保有個人データまたは当行が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。

第147条(第4編に定める同意条項に不同意の場合)

- 1. 本人会員等が第4編に定める第137条(取引を遂行する目的での個人情報の取扱い)第1項の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。
- 2. 本人会員等が第140条(個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意)第1項、第141条(個人信用情報機関に対する個人情報の提供等の同意)第1項、第142条(加盟個人信用情報機関による信

用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意) および第144条(個人情報の公的機関等への提供)の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができますものとします。

3. 本人会員等は、本同意条項のうち、第137条第1項、第140条第1項、第141条第1項、第142条および第144条に定める同意につき、撤回することはできません。
4. 本人会員等が第138条(取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用)第1項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当行は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当行または当行の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。

第148条(第138条第1項の同意の撤回)

1. 本人会員等が、当行所定の手続きにより第138条(取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用)第1項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当行は、すみやかに当該本人会員等(当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当該 家族会員等を含みます。)に係る個人情報につき、第138条第1項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。
2. 第138条第1項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第150条(お問合せ窓口)記載のお問合せ窓口にお問合せください。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当行は当該各号に定める限度で、第138条第1項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。

(1)	第138条第1項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間
(2)	第138条第1項第2号または第3号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合
(3)	第138条第1項第2号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当行の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合

第149条(本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用)

1. 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第137条(取引を遂行する目的での個人情報の取扱い)、第140条(個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等)、第141条(個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意) および第142条(加盟個人

信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意)に定める範囲で利用または提供されます。

2. 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるにかかわらず、当行は第137条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第140条、第141条および第142条に定める範囲で利用または提供されます。

第150条(お問合せ窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては下記当行ハローサポートにご連絡ください。なお、当行では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

株式会社滋賀銀行 ハローサポート

住所 〒525-0032 滋賀県草津市大路1-14-26

電話番号 077-521-9530

受付時間 9:00~17:00(銀行休業日を除く)

第151条(条項の変更)

第4編に定める同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

〈 別紙1 定義集 〉

(1)	会員	本人会員または家族会員をいいます。
(2)	家族会員	第30条(家族会員)第1項に従い本人会員が指定し、同条第2項に従い当行が当該指定を承認した者をいいます。
(3)	家族カード	家族会員が利用するものとして貸与されたカードをいいます。
(4)	家族カード等	家族会員が利用するものとして貸与されたカードまたはそのカード情報をいいます。
(5)	カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載されまたは記録されている文字、数字、記号または符号によって会員を特定するとともに、当行が、当該会員に対して以下のいずれかを利用することができる利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定するものをいいます。ただし、子カードは除きます。 ① ショッピング ② ショッピングおよびキャッシングサービス ③ ショッピング、キャッシングサービスおよびカードローン
(6)	カード会員契約	カード発行事業者と個人との間で締結される継続的契約であって、以下に関する基本的事項を定めたものをいいます。 ① カード発行事業者の相手方である個人に対するカードの貸与 ② 貸与されたカードおよびカード情報の管理 ③ 貸与されたカード等の利用 ④ カード等の利用等に基づく債務の負担およびその支払 ⑤ 上記①から④までに関連する事項
(7)	カード情報	以下のいずれかに該当するものであって、暗証番号および子カードのみに係るもの以外のものをいいます。 ① 会員氏名、カード番号、カードの有効期限、セキュリティコード ② 上記①に掲げるもののほか、会員を特定しかつ当該会員に対して利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定する文字、数字、記号、符号または図形であって、会員に対して通知されるもの
(8)	カード等	カードまたはカード情報をいいます。

(9)	カード等利用代金等	ショッピング利用代金および融資金ならびにこれらに係るショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料その他手数料および利息を総称していいます。
(10)	カード等利用代金等相当額	会員に貸与等されたカード等(カード情報を用いて偽造されたカードを含みます。)を他人が用いてショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンを利用した場合において、会員が利用したものと仮定した場合のカード等利用代金等と同額の金員をいいます。
(11)	カードローン融資金残高	融資金のうち、ある時点におけるカードローンに係るものの未決済金額の合計額をいいます。
(12)	加盟店	販売業者または役務提供事業者など、会員が、ショッピングを利用して立替払いを委託する場合の立替払いを受けることができる者として当行が指定した者をいいます。
(13)	加盟店契約	国際ブランド会社から加盟店契約の締結を許諾された日本国内外のカード会社、金融機関その他事業者が加盟店との間で締結する、当該加盟店におけるショッピングの利用に関する事項を定めた契約をいいます。
(14)	基本サービス	第5条(基本サービス)第1項から第3項までに定めるサービスをいいます。
(15)	継続課金取引	当事者間の事前の合意に基づく以下のいずれかの取引をいいます。 ①商品の引渡し、役務の提供または権利の移転が定期的に反復して行われる取引であってこれに応じて代金または対価が発生する取引 ②継続的に役務の提供がなされ、その対価の履行期があらかじめ定められた一定の期間ごと到来する取引 例えば、電気、ガスもしくは水道の供給、下水道の使用、通信サービスの利用、不動産の賃貸借などのほか、一般に、定期購入、各種サブスクリプションサービスなどが継続課金取引に該当します。

(16)	子カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載または記録されている文字、数字、記号、符号または図形によって会員を特定することができるもののうち、以下の条件をすべて満たすものをいいます。 ①当行が会員に対して当該有体物を交付すると同時にまたはこれに先立って当該会員に対してカード等を交付等することとしているものであること。 ②当該有体物が、①のカード等によりこれに係る本人会員に対して付与された利用可能枠の範囲でショッピングを利用するために用いられることを予定するものであること。 ③②のショッピングにつき、利用されることを予定する加盟店の業種または範囲がカード等と異なるものであることを予定するものであること。
(17)	国際ブランド	国際ブランド会社の提供する決済サービスを表章するものとして国際ブランド会社が定めた標章をいう。
(18)	国際ブランド会社	Visaブランドをいいます。
(19)	支払口座	当行に開設された預金口座であって本人会員が支払のために指定し、所定の口座振替依頼書の提出その他の口座振替のためにあらかじめ必要となる手続が完了したものをいいます。
(20)	締切日	以下の基準日となる日をいいます。 ①ショッピングの約定支払日の判定または約定支払日における支払額の算定 ②キャッシングサービスの約定支払日の判定 ③カードローンの約定支払日の判定または約定支払日における返済額の算定
(21)	ショッピング	第43条（カード等の利用による立替払いの委託）第1項各号の金員につき、その支払をなすべき相手方に対する立替払いを当行に委託し、当行が本人会員に代わってこれを行うサービスをいいます。
(22)	ショッピング利用代金	ショッピングを利用することにより、当行に対して加盟店に対する立替払いを委託した金員をいいます。
(23)	ショッピングリボ残高	ある時点における、支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金の未決済金額の合計額をいいます。

(24)	他人	カードもしくは子カードに記載もしくは記録されまたはカード情報もしくは子カードの情報で特定される会員に該当しない者をいい、本人会員にとっての家族会員、家族会員にとっての本人会員もしくは他の家族会員または会員の代理人もしくは財産管理人も、他人に含まれます。
(25)	入会	本人会員が、当行との間でカード会員契約を締結することをいいます。
(26)	入会等	以下を総称していいます。 ①入会 ②本人会員が、本規約に定めるところに従い、その家族を家族会員として指定し、当行がこれを認めること。
(27)	付帯サービス	当行もしくは当行が提携するサービス提供会社が本契約に関連して会員に対して提供するサービスまたは特典であって、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローン以外のサービスをいいます。
(28)	平月	以下の各場合における、ボーナス月以外の月をいいます。 ①ショッピング利用代金の支払方式がボーナス併用分割払いである場合 ②ショッピング利用代金の支払方式がリボルビング払いであってその支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いである場合 ③カードローンの返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済である場合
(29)	本契約	当行と任意の個人の間で成立したカード会員契約のうち本規約を契約内容とするカード会員契約（当該契約が複数ある場合はその一）をいいます。
(30)	本人会員	当行との間で、カード会員契約を締結した個人をいいます。
(31)	融資金	キャッシングサービスまたはカードローンの利用により貸付けを受けた元金をいいます。
(32)	ICカード	カードのうち、カード情報が集積回路に記録され、カードを提示して行うショッピングの利用の際、当該記録されたカード情報を読み取って行うことを予定するものをいいます。

(33)	Visa	Visa Incorporated またはそのグループ企業をいい、Visa Worldwide Pte. Ltd.を含みます。
(34)	Visa加盟店	加盟店のうち、Visaと提携する者との間で、Visaブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
(35)	Visaブランド	国際ブランドのうちVisaに係るものをいいます。
(36)	WEBサービス	インターネットを用いた当行に対する届出事項変更の届出、ポイント利用の申込など、当行が当行所定のサーバー上に開設する、会員ごとにアクセス制御がなされるWEBサイトを通じて会員に対して提供するサービスをいいます。
(37)	WEB 明細	WEBサービス内のサービスのうち、本人会員に対して、ショッピングおよびキャッシングサービスの利用明細、次回約定支払日において支払うべき金額その他の関連事項を電磁的記録の提供の方法で提供するサービスをいいます。

〈 別表1 第57条、第58条、第59条、第71条および第72条関係 〉
残高スライド方式の支払コース*

ショッピング リボ残高** 支払コース	10万円 以下	10万円超 20万円 以下	20万円超 30万円 以下	30万円超 40万円 以下	40万円超 50万円 以下	50万円超 60万円 以下	60万円超 10万円 増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円ずつ 加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ 加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

*支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

**締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

〈 別表2 第62条関係 〉

ショッピング利用手数料の手数料率表

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	1	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	0		16.25	18.00	18.50	19.50
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの 分割払手数料の額(円)	0		2.73	4.55	5.46	9.10

12	15	18	20	24	ボーナス 一括払い	リボルビング 払い
12	15	18	20	24	1～6	*
19.50	19.75	19.75	19.75	19.75	0	19.80
10.92	13.65	16.38	18.20	21.84	0	

*リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ残高および支払コースにより相違します。

〈 別表3 第98条関係 〉

ATM利用手数料

融資金の額	ATM利用手数料の額(消費税込)
1万円以下	110円
1万円超	220円

【会員規約改定に伴う経過措置】

第1条(リボルビング払いの支払額の算定方法に関する経過措置)

会員規約の変更の効力が発生する日(以下「効力発生日」といいます。)より前に本人会員が入会している場合、当該本人会員およびその家族会員に係るリボルビング払いの支払額の算定方法は、変更後の会員規約(以下「変更後規約」といいます。)第58条(リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)に定めるところに従い支払額の算定方法等が変更されるまで、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。

第2条(ショッピング利用代金の支払方式の変更に関する経過措置)

変更前の会員規約(以下「旧規約」といいます。)に定めるところに従い入会した本人会員(以下「旧本人会員」といい、その家族会員を含め「旧会員」といいます。)が、当該旧会員の効力発生日より前のカード等の利用に基づくショッピング利用代金につき、効力発生日以降に支払方式を変更した場合には、当該ショッピング利用につき、ショッピング利用の日にさかのぼって変更後規約を適用するものとします。

第3条(分割払いのショッピング利用手数料の計算方法の変更に伴う経過措置)

1. 変更後規約第64条(分割払いまたはボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法)の規定は、旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日以降にカード等を利用したものに適用します。
2. 旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用されたもの(ただし、効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものを除きます。)にかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) ショッピング利用手数料の計算単位

柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算

- (2) 利用日以降効力発生日を含む手数料計算期間(旧規約第67条第1号に定める初回手数料計算期間または同条第2号に定める手数料計算期間をいいます。以下本条および本附則第4条(分割払いの支払日と支払額に関する経過措置)において同じ。)の末日までのショッピング利用手数料

旧規約第67条に定めるところにより計算した金額

- (3) 手数料計算期間末日のうち効力発生日後最初に到来するものの翌日以降、最終の約定支払日までのショッピング利用手数料総額
以下の計算式で定める金額(1円未満切り捨て)

● 移行時未請求残高×100円あたりの移行期特別手数料額÷100

3.旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用され、かつ効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものにかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

(1)ショッピング利用手数料の計算単位

柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算

(2)ショッピング利用手数料総額

以下の計算式で定める金額(1円未満切り捨て)

● $\text{ショッピング利用代金} \times 100 \text{円あたりの移行期特別手数料額} \div 100$

4.本条および本附則第4条において、以下の語句は、それぞれ対応する以下の意義を有するものとします。

移行時未請求残高	効力発生日を含む手数料計算期間の末日における期限未到来のショッピング利用代金の最終残高
100円あたりの移行期特別手数料額	当行が、以下のいずれも充足するよう別に定める金額をいいます。 ①未請求残回数を指定された分割回数とみなして変更後規約第62条(手数料率)を適用した場合の100円あたりの手数料額の範囲であること。 ②ショッピング利用手数料の計算単位となる個々のショッピング利用にかかるショッピング利用代金に対し、旧規約第67条に従い計算した場合のショッピング利用手数料の総額を上回らないこと。
未請求残回数	会員が指定した支払回数のうち、効力発生日以降直近の締切日の時点で未請求である回数

第4条(分割払いの支払日と支払額に関する経過措置)

1.旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合(ただし、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が、効力発生日後に到来するものを除きます。)には、本人会員は、効力発生日より前に到来する締切日に係る約定支払日には、旧規約第67条の定めるところに従い当該ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料を支払うものとし、効力発生日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日以降、毎月の約定支払日に、未請求残回数に達するまで、以下の計算式で定まる金額を支払うものとします。変更後規約第69条(分割払い)第2項の規定は、後段の場合に準用します。

● $\text{移行時未請求残高} \div \text{未請求残回数} + \text{移行時未請求残高に対するショッピング利用手数料総額} \div \text{未請求残回数}$

2.旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合であって、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が効力発生日以降に到来するものであるときの支払日および支払金額については、変更後規約に定めるところによるものとします。

第5条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の 計算方法に関する経過措置)

旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式としてリボルビング払いを指定または旧規約第64条の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第65条(リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法)第2項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第6条(カードローンの返済方式および返済額の算定方法に 関する経過措置)

1. 旧本人会員のカードローンの返済方式および返済額の算定方法は、変更後規約第90条(カードローンの原則的返済方式およびその返済額の算定方法)の規定にかかわらず、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。(注) 変更後規約においては、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、リボルビング払いのものを「カードローン」といい、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、1回払いのものを「キャッシングサービス」といいます。
2. 旧本人会員であって効力発生日より前にキャッシングリボ利用可能枠の設定を受け効力発生日時点でカードローン利用可能枠が設定されているもの(当該利用可能枠を0円で設定している者およびカードローン利用停止中である者を含みます。)のカードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更ができる範囲は、変更後規約第91条(カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更)第1項の規定に加えて、次のものとします。
 - (1) 残高スライド返済の以降の約定支払日における返済額を変更すること。
 - (2) 残高スライド返済につき、ボーナス月加算残高スライド返済に変更すること。
 - (3) ボーナス月加算残高スライド返済の場合の、平月における支払コース、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。
 - (4) ボーナス月加算残高スライド返済につき、残高スライド返済に変更すること。

第7条(カードローンの利息計算方法に関する経過措置)

旧会員が効力発生日より前に、キャッシングサービスの支払方式としてリボルビング払いを指定または旧規約第86条の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第97条(カードローンの利息計算方法)第3項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第8条(残高スライド返済であるカードローンの返済額に 関する経過措置)

旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第6条(カードローンの返済方式および返済額の算定方法に関する経過措置)第2項に従い変更されたカードローンの返済方式が残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号により定まる金額を支払うものとします。当該金額には、所定利息(変更後規約第100条(毎月元金定額返済であるカードローンの返済額)第2項に定める所定利息をいいます。

以下本条および本附則第9条（ボーナス月加算併用残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）において同じ。）が含まれるものとします。

- (1) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額（以下本条および本附則第9条において「カードローン残高スライド返済元利金」といいます。）が、所定の支払コースのうちから定められた支払コースにより当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に応じて決定される金額と同額以上であるときには、カードローン残高スライド返済元利金
- (2) 当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、カードローン残高スライド返済元利金に満たない場合は当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額

第9条（ボーナス月加算併用残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）

1. 旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第6条（カードローンの返済方式および返済額の算定方法に関する経過措置）第2項に従い変更されたカードローンの返済方式がボーナス月加算併用残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号に定める金額を支払うものとします。
 - (1) 平月には、本附則第8条（残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）の規定により算定された金額
 - (2) ボーナス月には、本附則第8条第1号の規定により算定された金額にボーナス月加算額を加算した金額
2. 前項第2号の規定にかかわらず、当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、平月におけるカードローン残高スライド返済元利金にボーナス月加算額を加算した金額未満である場合には、前項に規定する本人会員は、当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額を支払うものとします。

第10条（効力発生日より前のキャッシングサービス利用に関する経過措置）

キャッシングリボ事前登録サービスの登録を受けている旧会員が、効力発生日より前に返済方式で1回払いを指定した場合には、当該キャッシングサービス利用に係る売上票を当行が受領し当行システムに売上登録をした日に応じ、以下のとおり取り扱うものとします。

売上登録日が効力発生日より前	変更前のキャッシングリボ事前登録サービスに係る規定に定めるところに従い、キャッシングサービスのうちリボルビング払いを指定したものとみなします。
売上登録日が効力発生日以降	利用時に指定した返済方式が1回払いであるキャッシングサービスを適用します。

割賦販売法第30条に定める情報提供書面〔個人会員規約用〕 第1 1回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1. 支払期間、支払回数および手数料率

【会員規約第55条、第56条、第62条、第67条から
第70条までおよび別表2】

支払回数(回)	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	0	16.25	18.00	18.50	19.50
ショッピング利用代金 (現金価格)100円あたりの 分割払手数料の額(円)	0	2.73	4.55	5.46	9.10

12	15	18	20	24	ボーナス 一括払い
12	15	18	20	24	1~6
19.50	19.75	19.75	19.75	19.75	0
10.92	13.65	16.38	18.20	21.84	0

- ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる場合があります。
- 一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。

2. 支払総額の具体的算定例

【会員規約第62条、第64条、第69条、別表2】

現金価格10万円を10回払いでご利用の場合

- (1) 分割払手数料 $100,000円 \times (9.10円 \div 100円) = 9,100円$
- (2) 支払総額 $100,000円 + 9,100円 = 109,100円$
- (3) 分割支払金 $100,000円 \div 10回 + 9,100円 \div 10回 = 10,910円$

第2 リボルビング払いに関する事項

1. 弁済の時期【会員規約第104条】

支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金につき、毎月15日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月10日ですが、当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2. 弁済金の額の算定方法

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式とします。

(1)リボルビング払い(元利型残高スライド方式)

【会員規約第71条、第76条、第77条、別表1】

- a. 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。
- b. 上記aの金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- c. 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金(支払コースの金額)を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(2)リボルビング払い(元金型残高スライド方式)

【会員規約第72条、第76条、第77条、別表1】

- a. 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。
- b. 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が約定支払日に支払うべき元金額(支払コースの金額)を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表*

ショッピング リボ残高** 支払コース	10万円 以下	10万円超 20万円 以下	20万円超 30万円 以下	30万円超 40万円 以下	40万円超 50万円 以下	50万円超 60万円 以下	60万円超 10万円 増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円ずつ 加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ 加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

*支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

**締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

(3) リボルビング払い(元利型定額方式)

【会員規約第59条、第73条、第76条、第77条】

- 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更する場合に指定できる上限金額は、お持ちのカードまたは変更を申し出る方法によっては、上記と異なる場合があります。また、指定金額を変更する場合、その時点におけるショッピングリボ残高に照らしショッピングリボ手数料のみを支払うこととなる金額を指定することはできません。
- 上記aの金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

(4) リボルビング払い(元金型定額方式)

【会員規約第59条、第74条、第76条、第77条】

- a. 約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額に下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。指定金額は、1千円以上10万円以下の範囲であらかじめ1千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更した場合、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法によっては、上限額が上記と異なる場合があります。
- b. 上記aにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2a) ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

(5) 特約元利型定額方式【「楽Pay」特約第11条】

- a. 楽Pay登録期間中は、本人会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位(3千円以上1万円以下の範囲にあつては1千円単位)であらかじめ指定した金額を支払うものとします。ただし、指定できる金額の最低額は、金額指定時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできません。
当該金額には、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。
- b. 上記aにかかわらず、約定支払日前月の締切日における特約ショッピングリボ残高に約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料を加算した金額が、指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の金額が指定金額より大きい場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。
- c. 楽Pay登録期間とは、楽Pay登録がされた時点から楽Pay登録が解除された時点までをいい、特約ショッピングリボ残高とは、楽Pay登録日までのショッピング利用に係るショッピングリボ残高と3(2b)に定める本サービス利用代金等残高の合計額をいいます(以下同じ。)

(6) 特約元金型定額方式【「楽Pay」特約第12条】

- a. 楽Pay登録期間中は、本人会員が3千円以上10万円以下の範囲で5千円単位(3千円以上1万円以下の範囲にあつては1千円単位)であらかじめ指定した金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

- b. 上記aにかかわらず、締切日時点の特約ショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2b) ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

(7) ボーナス併用リボルビング払いまたは

特約ボーナス併用リボルビング払い

【会員規約第75条、第76条、「楽Pay」特約第13条】

- a. ボーナス月以外の月の約定支払日には、本人会員が指定した上記いずれかの支払額算定方法によって定まる額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に、ボーナス月加算額を加算して支払うものとします。
- b. 上記aにかかわらず、ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高およびボーナス月の約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の合計額が、上記aにより定まるボーナス月の約定支払日に支払うべき金額を下回る場合には、当該ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料の額を加算した額を支払うものとします。
- c. ボーナス月加算額は、1万円以上1万円単位で本人会員が指定した金額とします。また、ボーナス月は、夏期(7月または8月) および冬期(12月または1月)のそれぞれにつき、本人会員が指定した月とします。

3. 手数料率およびショッピング利用手数料

(1) 手数料率【会員規約第62条、別表2】

年19.80%(実質年率)とします。

(2a) ショッピング利用手数料の計算方法【会員規約第65条】

- a. 締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる金額の合計額(1円未満の端数切捨て)とします。
- 所定ショッピングリボ残高(100円未満切捨て) × リボルビング払いの
ショッピング利用手数料率 ÷ 365
- b. 上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額をいいます(以下同じ)。
- c. カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(2b) ショッピング利用手数料の計算方法(楽Pay登録時)

【「楽Pay」特約第10条、第14条】

- a. 楽Pay登録期間中は、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該計算期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額(1円未満の端数切捨て)とします。

● 所定本サービス利用代金等残高(100円未満切捨て) ×
リボルビング払いのショッピング利用手数料率 ÷ 365

- b. 上記aにかかわらず、本人会員が、楽Payサービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、以下の計算式で日々定まる金額の合計額(1円未満の端数切捨て)によるものとします。ただし、以下の計算式中の(楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高)に100円未満の額がある場合には当該100円未満の額は切り捨てるとします。

● (楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高) × リボルビング払いの
ショッピング利用手数料率 ÷ 365

- c. 上記楽Payサービス期間とは、楽Pay登録の翌日から楽Pay登録が解除される日までをいいます。

所定本サービス利用代金等残高とは、楽Payサービス期間をカード等の利用日とする、ショッピング利用時に指定された支払方式が1回払いもしくはリボルビング払いであるものまたは当行所定の方法で支払方式がリボルビング方式に変更されたものその他これらに類するものであって支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していないものを減じた金額をいいます。

- d. 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

(3) 約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料

【会員規約第76条「楽Pay」特別規約第14条】

約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、上記(2a)または(2b)によって計算される金額とします。

4.弁済金の額の具体的算定例

(1)元利型残高スライド方式

お支払コース:一般コース

4月16日から5月15日までに合計11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,000	3,183	1,817	96,817
3	7/15	96,817	8/10	5,000	3,384	1,616	93,433
4	8/15	93,433	9/10	5,000	3,384	1,616	90,049

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (5月16日～6月9日) + $100,000円$
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 1,817円
 (1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + $96,800円^{**}$
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,616円
 (1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$96,800円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + $93,400円^{**}$
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,616円
 (1円未満端数切捨て)

** 付利単位 100 円(100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(2) 元金型残高スライド方式

お支払コース:一般コース

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	6,817	5,000	1,817	95,000
3	7/15	95,000	8/10	6,611	5,000	1,611	90,000
4	8/15	90,000	9/10	6,581	5,000	1,581	85,000

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (5月16日～6月9日) + $100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 1,817円
(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + $95,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,611円
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$95,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + $90,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,581円
(1円未満端数切捨て)

(3) 元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額:10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	8,183	1,817	91,817
3	7/15	91,817	8/10	10,000	8,400	1,600	83,417
4	8/15	83,417	9/10	10,000	8,484	1,516	74,933

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (5月16日～6月9日) + $100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 1,817円
(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + $91,800円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,600円
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$91,800円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + $83,400円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,516円
(1円未満端数切捨て)

** 付利単位 100 円 (100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(4) 元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額:10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	11,817	10,000	1,817	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,594	10,000	1,594	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,480	10,000	1,480	70,000

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (5月16日～6月9日) + $100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 1,817円
(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + $90,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,594円
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$90,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + $80,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,480円
(1円未満端数切捨て)

(5) ボーナス併用リボルビング払い(平月:元利型残高スライド方式)

お支払コース:一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	5,000	3,183	1,817	96,817
3	7/15	96,817	8/10	35,000	33,384	1,616	63,433
4	8/15	63,433	9/10	5,000	3,481	1,519	59,952

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (5月16日～6月9日) + $100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 1,817円
(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + $96,800円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,616円
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$96,800円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + $63,400円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,519円
(1円未満端数切捨て)

** 付利単位 100円(100円未満を切捨てて手数料を計算)

(6) ボーナス併用リボルビング払い(平月:元金型残高スライド方式)

お支払コース:一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	6,817	5,000	1,817	95,000
3	7/15	95,000	8/10	36,611	35,000	1,611	60,000
4	8/15	60,000	9/10	6,483	5,000	1,483	55,000

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日(5月16日 \sim 6月9日) + 100,000円$
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日(6月10日 \sim 6月15日) = 1,817円$
(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日(6月16日 \sim 7月9日) + 95,000円$
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日(7月10日 \sim 7月15日) = 1,611円$
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$95,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日(7月16日 \sim 8月9日) + 60,000円$
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日(8月10日 \sim 8月15日) = 1,483円$
(1円未満端数切捨て)

(7) ボーナス併用リボルビング払い(平月:元利型定額方式)

毎月の支払額として指定された金額:10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	8,183	1,817	91,817
3	7/15	91,817	8/10	40,000	38,400	1,600	53,417
4	8/15	53,417	9/10	10,000	8,582	1,418	44,835

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (5月16日～6月9日) + $100,000円$
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 1,817円
(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + $91,800円^{**}$
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,600円
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$91,800円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + $53,400円^{**}$
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,418円
(1円未満端数切捨て)

** 付利単位 100 円 (100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(8) ボーナス併用リボルビング払い(平月:元金型定額方式)

毎月の支払額として指定された金額:10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	11,817	10,000	1,817	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,594	40,000	1,594	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,383	10,000	1,383	40,000

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)までは
ショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

$110,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (5月16日～6月9日) + $100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 1,817円
(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + $90,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,594円
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$90,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + $50,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,383円
(1円未満端数切捨て)

(9) 特約元利型定額方式

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の特約 ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の 特約 ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,675	325	90,325
3	7/15	90,325	8/10	10,000	8,405	1,595	81,920
4	8/15	81,920	9/10	10,000	8,509	1,491	73,411

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 325円
(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + 90,300円**
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,595円
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$90,300円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + 81,900円**
 $\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,491円
(1円未満端数切捨て)

** 付利単位 100 円 (100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(10) 特約元金型定額方式

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高(円)	弁済日	弁済金(円)	弁済金のうち元金充当額(円)	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額(円)*	弁済後の特約ショッピングリボ残高(円)(B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,325	10,000	325	90,000
3	7/15	90,000	8/10	11,594	10,000	1,594	80,000
4	8/15	80,000	9/10	11,480	10,000	1,480	70,000

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000\text{円} \times 19.80\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} (6\text{月}10\text{日} \sim 6\text{月}15\text{日}) = 325\text{円}$
(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000\text{円} \times 19.80\% \div 365\text{日} \times 24\text{日} (6\text{月}16\text{日} \sim 7\text{月}9\text{日}) + 90,000\text{円}$
 $\times 19.80\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} (7\text{月}10\text{日} \sim 7\text{月}15\text{日}) = 1,594\text{円}$
(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$90,000\text{円} \times 19.80\% \div 365\text{日} \times 25\text{日} (7\text{月}16\text{日} \sim 8\text{月}9\text{日}) + 80,000\text{円}$
 $\times 19.80\% \div 365\text{日} \times 6\text{日} (8\text{月}10\text{日} \sim 8\text{月}15\text{日}) = 1,480\text{円}$
(1円未満端数切捨て)

(11) 特約ボーナス併用リボルビング払い(平月:特約元利型定額方式)

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

支払回数	A	B	C	D	E	F	G
	締切日	締切日 時点の特約 ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の 特約 ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,000	9,675	325	90,325
3	7/15	90,325	8/10	40,000	38,405	1,595	51,920
4	8/15	51,920	9/10	10,000	8,607	1,393	43,313

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日(6月10日 \sim 6月15日) = 325円$

(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日(6月16日 \sim 7月9日) + 90,300円^{**}$

$\times 19.80\% \div 365日 \times 6日(7月10日 \sim 7月15日) = 1,595円$

(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$90,300円^{**} \times 19.80\% \div 365日 \times 25日(7月16日 \sim 8月9日) + 51,900円^{**}$

$\times 19.80\% \div 365日 \times 6日(8月10日 \sim 8月15日) = 1,393円$

(1円未満端数切捨て)

** 付利単位 100 円(100 円未満を切捨てて手数料を計算)

(12) 特約ボーナス併用リボルビング払い(平月:特約元金型定額方式)

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日 時点の特約 ショッピング リボ残高 (円)	弁済日	弁済金 (円)	弁済金の うち元金 充当額 (円)	弁済金の うち ショッピング 利用手数料 充当額(円)*	弁済後の 特約 ショッピング リボ残高 (円) (B-E)
1	5/15	110,000	6/10	10,000	10,000	0	100,000
2	6/15	100,000	7/10	10,325	10,000	325	90,000
3	7/15	90,000	8/10	41,594	40,000	1,594	50,000
4	8/15	50,000	9/10	11,383	10,000	1,383	40,000

* ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日(5月15日)に係る約定支払日の前日(6月9日)までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (6月10日～6月15日) = 325円

(1円未満端数切捨て)

8月10日支払分

$100,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 24日$ (6月16日～7月9日) + 90,000円

$\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (7月10日～7月15日) = 1,594円

(1円未満端数切捨て)

9月10日支払分

$90,000円 \times 19.80\% \div 365日 \times 25日$ (7月16日～8月9日) + 50,000円

$\times 19.80\% \div 365日 \times 6日$ (8月10日～8月15日) = 1,383円

(1円未満端数切捨て)

第3 各支払方式に共通する事項

1.利用可能枠(極度額)に関する事項

【会員規約第39条】

分割払い・リボ払い利用可能枠は、カード利用可能枠の内枠として、当行が審査のうえ定めます。利用可能枠は、カード送付台紙または割賦取引利用可能枠に関する通知書に記載されるほか、当行所定の会員専用サイトに表示されます。

2.年会費に関する事項

【会員規約第22条】

年会費は、下表のとおりとし、入会日に応じて定まる月の約定支払日にお支払いいただきます。支払済みの年会費は、カード会員契約が終了した場合でも返金されません。また、カードの利用停止中であっても、年会費の支払義務は免れないものとします。

(消費税込)

会員区分別の年会費	
本人会員	
ゴールド	11,000円
一般	1,375円
家族会員	
ゴールド	1名さまは無料。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき1,100円
一般	440円

※お持ちのカードによっては、上記の年会費と異なる場合がございます。

※別に年会費の定めがある場合には、その内容が適用されます。

第1条(本特約と会員規約の関係)

1. 本特約は、会員規約第60条(支払方式の指定)に対する特約として、リボ払い専用カードサービス(以下「本サービス」といいます。)について定めるものです。本特約は、会員規約と一体となって適用されるものとします。
2. 会員規約と本特約に定めのある事項については、本特約に別段の定めがある場合を除き、本特約が優先的に適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、本特約中明示的に会員規約の適用を排除している場合を除き、会員規約が適用または準用されるものとします。
3. 会員規約に定められた語句で、本特約に定めのない語句は会員規約に定められた意義を有するものとします。

第2条(本サービスの適用の効果)

1. 会員規約第60条(支払方式の指定)の規定にかかわらず、2025年12月9日時点で本人会員が本サービスの利用の登録を受けている場合には、当該本人会員およびその家族会員による本サービス対象ショッピング利用につき、当行は、会員が会員規約第55条(支払方式の種類と内容)第6号に定めるリボルビング払いを指定したものとして取り扱うものとします。
2. 前項に定める本サービス対象ショッピング利用とは、ショッピング利用時に支払方式として1回払いを指定したまたは会員規約第60条第3項により1回払いを指定したものとみなされたショッピング利用(当行が別に指定したものを除きます。)をいいます。

(注) 現在、新たな本サービスの申し出は受け付けておりません。

第3条(本人会員による本サービス利用の終了)

本サービスの利用を終了する場合は、本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。当該申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該本人会員に係る本サービスの登録を解除するものとします。

第4条(当行による本サービスの適用終了)

当行は、会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、本人会員に通知したまたはWEBサービスで用いる当該本人会員専用サイトへの掲出その他の本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該本人会員の本サービスの登録を解除し、本サービスの適用を終了することができるものとします。

- (1) 会員規約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が0円となったとき。
- (2) 会員規約第39条(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用)第1項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (3) 会員規約第40条(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)第1項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。

- (4) リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式またはボーナス併用リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式であって、会員規約第71条(リボルビング払い(元利型残高スライド方式)の支払額)第2項、第73条(リボルビング払い(元利型定額方式)の支払額)第2項または第75条(ボーナス併用リボルビング払いの支払額)第3項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。
- (5) 当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞またはこれらのおそれがあるとき。
- (6) 本サービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第5条(本サービス登録解除の効果)

第3条(本人会員による本サービス利用の終了)または第4条(当行による本サービスの適用終了)の規定により本サービスの登録が解除された場合、当該解除日の翌日以降におけるショッピング利用代金につき、第2条(本サービスの適用の効果)の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。なお、本サービスの登録が解除された場合であっても、当該解除日までの第2条の規定によりリボルビング払いとして取り扱われたショッピング利用代金については、引き続きリボルビング払いとして取り扱われるものとします。

第1条(趣旨)

「楽Pay」特約(以下「本特約」といいます。)は、会員規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカードの楽Payサービスに関して必要な事項を定めることをその趣旨とします。

第2条(定義)

1. 本特約において、別紙A「楽Pay」特約定義集各号に掲げる語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。
2. 本特約において、会員規約中に定められた語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、会員規約に定められた意義を有するものとします。

第3条(本特約と本契約の関係)

1. 本特約は、会員規約と一体となって、楽Payサービスの登録、利用その他楽Payサービスに関する事項につき適用され、特約本人会員との間の本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または会員規約に定めるところに従い本特約が変更された場合には、変更後の本特約が会員規約と一体となって、特約本人会員との間の本契約の内容となります。
2. 本特約中に定められた事項は、楽Payサービスに関し会員規約に優先して適用されるものとします。

第4条(楽Payサービスへの登録等)

1. 本人会員(本人会員となろうとする者を含みます。)は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が承諾することにより、特約本人会員となることができます。
2. 当行が前項の申込を承諾したときには、当行は当該申込者につき楽Pay登録を行うものとします。

第5条(指定金額)

1. 特約本人会員となろうとする者は、第4条(楽Payサービスへの登録等)第1項に定めるところにより登録を申し込むにあたり、指定金額を指定するものとします。
2. 前項により指定できる金額は、3千円以上10万円以下の範囲とし、3千円以上1万円以下の範囲にあつては1千円単位、1万5千円以上10万円以下の範囲にあつては5千円単位の金額とします。
3. 前項の規定にかかわらず、楽Pay登録期間中の本サービス利用代金等に係るリボルビング払いの支払額算定方法が、第8条(特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法)第2項に定めるところにより特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いであつて平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式となる場合には、指定できる金額の最低額は、楽Pay登録時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできないものとします。

第6条(本サービス利用代金等)

本サービス利用代金等は、カード等の利用日が楽Payサービス期間中である以下の各号の金銭債務をいいます。ただし、当行が別に定める範囲のショッピング利用代金を除きます。

- (1) 特約会員がカード等を利用したことによるショッピング利用代金であって、指定されまたは指定されたものとみなされた支払方式(以下本条において「指定支払方式」といいます。)が1回払いもしくはリボルビング払いであるもの
- (2) 本契約の規定により特約本人会員がカード等利用代金等相当額の支払義務を負担する場合であって、当該カード等利用代金等相当額が、支払方式を1回払いまたはリボルビング払いとするショッピングの利用により生じたもの
- (3) 特約会員がカード等を利用しもしくは利用したものとみなされたショッピング利用代金または特約本人会員が支払義務を負担するカード等利用代金等相当額につき、本契約の定めに従い支払方式がリボルビング払いに変更されたもの
- (4) 特約会員が利用した有償付帯サービスの利用代金または手数料であって、当行が別に定めるもの

第7条(リボルビング払いとしての取扱い)

楽Payサービス期間中のショッピング利用については、ショッピング利用時に支払方式を1回払いとして指定した場合(会員規約第60条(支払方式の指定)第2項または第3項により1回払いと扱われるものを含みます。)もリボルビング払いを指定したものとして取り扱われるものとし、特約会員は、会員規約第39条(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用)および第40条(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)の定めに従わなければならないものとします。

第8条(特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法)

1. 楽Pay登録期間中の特約ショッピングリボ残高は、すべて特約リボルビング払いとし、本特約に定めるところに従い、本特約に定める手数料とともに支払うものとします。
2. 特約リボルビング払いの支払額の算定方法は、楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るリボルビング払いの支払額算定方法の別に応じて、次のとおりとします。

	楽Pay登録直前の時点における ショッピング利用代金に係るリ ボルビング払いの支払額算定方法	特約リボルビング払いの支払額算定方法
(1)	元利型残高スライド方式 元利型定額方式	特約元利型定額方式
(2)	元金型残高スライド方式 元金型定額方式	特約元金型定額方式
(3)	ボーナス併用リボルビング払い	特約ボーナス併用リボルビング払い

第9条(特約リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)

1. 特約本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法等を、以下のとおり変更することができるものとします。

- (1) 特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、それぞれ特約元金型定額方式または特約元利型定額方式に変更すること。
- (2) 特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、特約ボーナス併用リボルビング払いに変更すること。
- (3) 特約ボーナス併用リボルビング払いを、特約元利型定額方式または特約元金型定額方式に変更すること。
- (4) 特約元利型定額方式または特約元金型定額方式の指定金額を変更すること。
- (5) 特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法もしくは指定金額またはボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。

2. 前項第2号または第5号の変更については、会員規約第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第2項および第3項を準用します。

3. 本条第1項第4号および第5号のうち指定金額の変更については、第5条(指定金額)第2項および第3項を準用します。この場合において第5条第3項に「第8条(特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法)第2項に定めるところにより」とあるのは、「第8条第2項に定めるところによりまたは第9条第1項に従い」と、「楽Pay登録時点のショッピングリボ残高」とあるのは、「第1項に従い変更する時点の特約ショッピングリボ残高」と読み替えるものとします。

4. 本条第1項の変更は、各月の約定支払日に対応して当行があらかじめ定める日までに完了することにより、当該対応する約定支払日以降変更されるものとします。

第10条(本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法)

1. 本サービス利用代金等のショッピング利用手数料は、本サービス利用代金等残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。

● 所定本サービス利用代金等残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

2. 前項の所定本サービス利用代金等残高とは、その日の最終の本サービス利用代金等残高のうち支払を遅滞していないものから、本サービス利用代金等に係るカード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していない本サービス利用代金等の額を減じた金額(100円未満切捨て)をいいます。

3. 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近

の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第11条(特約元利型定額方式の支払額)

1. 特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元利型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額に第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料)で定まるショッピング利用手数料を加算した額と指定金額のいずれか小さい額を支払うものとします。指定金額を支払う場合には、当該支払金額中に第14条で定まるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第14条で定まるショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第12条(特約元金型定額方式の支払額)

特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元金型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額と指定金額のいずれか小さい額に第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料)で定まるショッピング利用手数料を加算した額を支払うものとします。

第13条(特約ボーナス併用リボルビング払いの支払額)

1. 特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法は、以下の判定基準に該当した場合には、第1号にあっては当該該当した日以降、第2号または第3号にあっては第9条(特約リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)第4項に定める日以降、以下の表の平月における支払額の算定方法欄に規定されたところによるものとします。

	判定基準	平月における支払額の算定方法
(1)	第3号に該当する場合を除き、第8条(特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法)第2項第3号に基づき、特約リボルビング払いの支払方式が特約ボーナス併用リボルビング払いとなった場合	楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法の別に応じて、第8条第2項第1号または第2号を準用して定まる方法
(2)	第3号に該当する場合を除き、第9条(特約リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)第1項第2号に基づき特約リボルビング払いの支払額の算定方法を特約ボーナス併用リボルビング払いに変更した場合	第9条第1項第2号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いに変更する直前の特約リボルビング払いの支払額の算定方法

	判定基準	平月における支払額の算定方法
(3)	第9条第1項第5号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法を変更した場合	当該変更時に選択した平月における支払額の算定方法

2. 特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額の算定方法が、特約ボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日に、前項によって定まる平月における支払額の算定方法の別に従い、第11条(特約元利型定額方式の支払額)または第12条(特約元金型定額方式の支払額)によって定まる平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日においては、平月における支払額の算定方法および以下の各号の判定基準欄に定める場合に応じ、それぞれの号のボーナス月支払額欄に定められた金額を支払うものとします。

	平月における支払額算定方法	判定基準	ボーナス月支払額
(1)	特約元利型定額方式	(指定金額+ボーナス月加算額) < (当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額+第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料)で定まるショッピング利用手数料)	指定金額+ボーナス月加算額を加算した金額
(2)		(当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額+第14条で定まるショッピング利用手数料) ≤ (指定金額+ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額+第14条で定まるショッピング利用手数料
(3)	特約元金型定額方式	(指定金額+ボーナス月加算額) < 当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額	指定金額+第14条で定まるショッピング利用手数料+ボーナス月加算額を加算した金額
(4)		当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 ≤ (指定金額+ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額+第14条で定まるショッピング利用手数料

3. 前項の規定にかかわらず、特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、ボーナス月の約定支払日に支払うべき第14条で定まるショッピング利用手数料の額が、指定金額およびボーナス月加算額の合計額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。
4. 本条第1項および前項に定めるボーナス月およびボーナス月加算額は、楽Pay登録時点におけるボーナス併用リボルビング払いで指定されていたボーナス月およびボーナス月加算額と同一のものとします。ただし、第9条第1項第2号に基づき支払額の算定方法が特約ボーナス併用リボルビング払いに変更されまたは同項第5号に基づきボーナス月もしくはボーナス月加算額が変更された場合には、同条第2項の規定により準用される会員規約第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第2項の規定により指定されまたは変更された後のものによります。

第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料)

1. 第11条(特約元利型定額方式の支払額)から第13条(特約ボーナス併用リボルビング払いの支払額)までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の第10条(本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法)で定まるショッピング利用手数料の額とします。
2. 前項の規定にかかわらず、特約本人会員が、楽Payサービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の以下の計算式で日々定まる額の合計額(1円未満切捨て)とします。ただし、以下の計算式中の所定ショッピングリボ残高および所定本サービス利用代金等残高の合計額は、100円未満を切り捨てて計算するものとします。

● (楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高)×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

第15条(特約リボルビング払いの臨時加算支払)

特約本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。

第16条(事務処理の都合による締切日の変更)

会員規約第105条(事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更)第1項の場合には、第10条(本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法)第2項および第3項の締切日は、会員規約第105条第1項

により後倒しされた締切日を意味するものとします。

第17条(約定支払日前の支払とショッピング利用 手数料の計算)

特約本人会員が、会員規約第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)に定めるところに従い、特約リボルビング払いの期限の利益を放棄して約定支払日前に支払をする場合のショッピング利用手数料は、会員規約第113条(約定支払日前の弁済ができる範囲)第4項の規定にかかわらず、本サービス利用代金等に係るものについては第10条(本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法)の規定を準用して計算するものとします。

第18条(特約本人会員による楽Payサービス利用の終了)

1. 楽Payサービスの利用を終了する場合は、特約本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。
2. 前項の申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該特約本人会員に係る楽Pay登録を解除するものとします。

第19条(当行による楽Payサービスの適用終了)

当行は、特約会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、特約本人会員に通知しまたはWEBサービスで用いる当該特約本人会員専用サイトへの掲出その他の特約本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該特約会員の楽Pay登録を解除し、楽Payサービスの適用を終了することができるものとします。

- (1) 本契約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が0円となったとき。
- (2) 会員規約第39条(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用)第2項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (3) 会員規約第40条(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)第1項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (4) 特約リボルビング払いの支払額の算定方法が特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いのうち平月の支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、第11条(特約元利型定額方式の支払額)第2項または第13条(特約ボーナス併用リボルビング払いの支払額)第3項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。
- (5) 当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞しまたはこれらのおそれがあるとき。
- (6) 楽Payサービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第20条(楽Payサービス登録解除の効果)

1. 第18条(特約本人会員による楽Payサービス利用の終了)または第19条(当行による楽Payサービスの適用終了)の規定により楽Pay登録が解除された場合、当該解除日の翌日から、第7条(リボルビング払いとしての取扱い)の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。
2. 前項に規定する場合、当該登録解除時点以後、第8条(特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法)第1項の規定は適用されないものとし、特約本人会員は、特約ショッピングリボ残高につき、楽Payサービス登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額の算定方法の別に応じ以下の表で定められるところ(ただし、元利型定額方式にあつては指定金額を毎月の支払金額とし、元金型定額方式にあつては指定金額を支払元金額とします。)により支払うものとします。この場合においてボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法については、第1号および第2号を準用します。

	楽Pay登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額算定方法	楽Pay登録解除後のショッピング利用に係るリボルビング払いの支払額算定方法
(1)	特約元利型定額方式	元利型定額方式
(2)	特約元金型定額方式	元金型定額方式
(3)	特約ボーナス併用リボルビング払い	ボーナス併用リボルビング払い

3. 楽Pay登録が解除された場合であっても、本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料は、なお、第10条(本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法)に定めるところに従い計算するものとします。第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料)、第16条(事務処理の都合による締切日の変更)および第17条(約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算)の規定は、楽Pay登録が解除された以降の本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料の計算および支払につき準用します。

第21条(本特約の変更)

会員規約第126条(本規約等の変更)第1項の規定は、本特約を変更する場合に準用します。

別紙A「楽Pay」特約定義集

(1)	指定金額	本特約に従い特約本人会員によって指定された金額であって、特約リボルビング払いの毎月の約定支払額を定めるために用いられるものをいいます。
(2)	特約会員	特約本人会員または特約本人会員に係る家族会員をいいます。
(3)	特約ショッピングリボ残高	任意の時点における、楽Pay登録日までのショッピング利用により本人会員が負担するショッピングリボ残高(楽Pay登録後に支払方式がボーナス一括払いからリボルビング払いに変更されたことによるものを含みます。)と本サービス利用代金等の残高の合計額をいいます。
(4)	特約本人会員	楽Payサービスが適用される本人会員をいいます。
(5)	特約リボルビング払い	毎月の約定支払日における支払額の算定方法につき、本特約に定められた内容によるものとするリボルビング払いをいいます。
(6)	本サービス利用代金等	楽Payサービス期間中に新たに負担した金銭債務のうち、ショッピング利用手数料の計算につき本特約に定められた内容によるものとして本特約に定められた金銭債務をいいます。
(7)	楽Payサービス	特約ショッピングリボ残高につき特約リボルビング払いとするとともに、本サービス利用代金等につき本特約に定められた内容によりショッピング利用手数料を計算することとするサービスをいいます。
(8)	楽Payサービス期間	楽Pay登録日の翌日以降本特約の定めにより楽Pay登録が解除される日の満了までをいいます。
(9)	楽Pay登録	本人会員が特約本人会員であることを当行のシステムに記録することをいいます。
(10)	楽Pay登録期間	楽Pay登録がされた時点から、本特約の定めに従い楽Pay登録が解除された時点までをいいます。

(2026年10月30日現在)

STIO Visa保証委託約款

〈第1章 一般条項〉

第1条(委託の範囲)

1. 私がクレジットカード「STIO Visa」の申込みを行うにあたり、株式会社滋賀ディーシーカード(以下「保証会社」という。)に委託する保証の範囲は、「STIO Visa会員規約」および規約に付帯する特約、規定等(以下「会員規約等」という。)に基づき、私が株式会社滋賀銀行(以下「銀行」という。)に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし、年会費は対象とならないものとします。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されます。
2. 第1項の保証は、保証会社が保証を適当と認め、保証決定した後、これに基づいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立するものとします。
3. 第1項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

第2条(代位弁済)

1. 私が会員規約等の各条項に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、会員規約等の各条項が適用されても異議ありません。

第3条(求償権)

私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- ① 第2条による保証会社の出損額
- ② 保証会社が弁済した日の翌日からショッピング分割払い、ボーナス併用分割払い、2回払い、ボーナス一括払いは所定の遅延損害金、それ以外は年利14.4%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金
- ③ 保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

第4条(求償権の事前行使)

1. 私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。
 - ① 弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
 - ② 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があったとき
 - ③ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - ④ 支払いを停止したとき
 - ⑤ 手形交換所の取引停止処分があったとき
 - ⑥ 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき

⑦その他債権保全のため必要と認められたとき

2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第5条(中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社に対する債務の不履行や、信用情報機関の信用情報に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
2. 第1項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。
3. 私と銀行との間のSTIO Visa取引契約が終了した場合、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

第6条(通知義務)

1. 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社からその内容の開示を求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物権等の調査に協力いたします。
3. 第1項の届出がないために、保証会社が私に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しましたまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第7条(成年後見人等の届出)

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面をもって保証会社へ届けるものとします。
3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第2項と同様に届けるものとします。
4. 私またはその代理人は、第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第8条(担保・保証人)

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ、一切異議を申し立てません。

第9条(充当の指定)

1. 私の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても差支えありません。
2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されても差支えありません。

第10条(費用の負担)

私は保証会社が被保証債権保全のために要した費用ならびに第2条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第11条(公正証書の作成)

私は保証会社の請求があるときは直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を行います。

第12条(管轄裁判所の合意)

私は、この保証に関しての紛争が生じたときは、保証会社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第2章 個人情報の取扱い条項

第13条(個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意)

1. 私は、本約款に基づく保証委託契約(契約の申込を含む。以下同じ。)を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
 - ①保証委託契約申込時や契約成立後に私が届出た、私の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
 - ②保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項
 - ③本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
 - ④本約款に関する私の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - ⑤私が提出した、確定申告書(写)等、所得を証明する書類の記載事項
 - ⑥私または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項

⑧官報に掲載された情報等、公開されている情報

2. 私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報を、保護措置を講じたうえで銀行に提供し、銀行がローン取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。
3. 私は、保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
4. 私は、私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社の加盟する個人信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
5. 保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレスは本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。
6. 保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレスは、本約款末尾に記載されていることを確認します。
7. 保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。
8. 私は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。
9. 私は、保証会社および保証会社が加盟する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

①保証会社が開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社お客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。また、下記保証会社ホームページでも知ることができます。

（滋賀ディーシーカードホームページ <http://www.shigadc.co.jp/>）

②加盟信用情報機関が開示を求める場合には、本約款末尾に記載の加

盟信用情報機関に連絡するものとします。

10. 私は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。
11. 私の個人情報に関するお問い合わせや開示・訂正・削除の申出、またはご意見の申出等は、本約款末尾に記載している保証会社お客様相談室まで連絡するものとします。
12. 本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1項、第4項および本約款末尾の表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されないことがないことに異存ありません。

〈第3章 総則〉

第14条(規約の変更)

1. この規約の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

【株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人情報機関の名称、お問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス】

株式会社シー・アイ・シー TEL0570-666-414

<https://www.cic.co.jp>

※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

なお、個人情報機関の規約、入会資格、入会している企業のリスト等は、個人情報機関のホームページに記載されております。

【株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報		登録期間
		株式会社シー・アイ・シー (CIC)
①	本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間
②	本契約に係る申込みをした事実	当機関に照会した日から6ヵ月間
③	本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④	本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

【株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス】

全国銀行個人信用情報センター (KSC) TEL03-3214-5020
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社日本信用情報機構 (JICC) TEL0570-055-955
<https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構 (JICC) は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

【株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報】

上記「株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間」の表に記載された項目のうち「④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実」となります。

【個人情報のお問い合わせや開示・訂正・削除の窓口】

〒520-0041 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル2階
株式会社滋賀ディーシーカード お客様相談室
TEL 077-526-1302

以上

(2026年10月30日現在)

STIO Visa一体型カード規定

第1条(適用範囲等)

1. STIO Visa 一体型カード(以下「本カード」といいます。)とは、株式会社滋賀銀行(以下「当行」といいます。)が発行するカードで、1枚のカードでSTIO Visa会員規約(以下、「会員規約」といいます。)に定めるサービス(以下「クレジットカードサービス」といいます。)と当行のキャッシュカード規定(以下「カード規定」といいます。)に定めるサービス(以下「キャッシュカードサービス」といいます。)とをご利用できるものをいいます。
2. 本カードにおいては、クレジットカードサービスは当行またはサービス提供会社が、キャッシュカードサービスは当行が提供します。利用者はこのSTIO Visa一体型カード規定(以下「本規定」といいます。)および会員規約ならびにカード規定を承認のうえこのカードを利用していただくものとします。
3. 本カードでは、カードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座(以下「支払預金口座」といいます。)となります。なお、支払預金口座に指定することができる口座は、当行の普通預金口座に限らせていただきます。
4. 本カードのお申込みは、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行からお届出住所宛へ、諸通知の発送や、諸連絡を行うことをご了承いただける方に限らせていただきます。
5. 本カードのキャッシュカードサービスにJ-Debitカードサービスが付帯されていますが、利用者が、本カードのデビットカードサービスおよびクレジットカードサービスの両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際にいずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
6. 本カードは、本人会員のみが利用できます。ただし、クレジットカードサービスについては、会員規約に定める家族会員カード、キャッシュカードサービスについてはカード規定に定める代理人カードをそれぞれ作成することができます。
7. この規定において特に定めのない事項に関しては、クレジットカードサービスについては会員規約が、キャッシュカードサービスにおいてはカード規定がそれぞれ適用されるものとします。

第2条(カードの貸与・回収について)

1. 本カードの所有権は当行に帰属します。会員へは、当行の承認のもとに貸与するものとし、会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを利用・管理するものとします。
2. 会員は、本カードを本人において利用するものとし、第三者に譲渡または質入れしてはならないものとします。また、第三者に貸与すること、占有させることまたは使用させることをしてはならないものとします。
3. 当行から本カードの返還請求があった場合は、会員はその請求に従って本カードを返却するものとします。

第3条(カードの作成および交付)

- 1.本カードは、会員規約に基づき当行が会員として認めた方(以下「契約者」といいます。)に交付します。
- 2.当行は、本カードの作成を第三者に委託することができるものとします。また、本カードの交付についても当行が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。
- 3.本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で保管します。この場合、会員は当行のお取引店にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとします。ただし、当行は当行の判断で当該カードを破棄する場合があります。なお、本カードの再発行は、当行で再発行の手続きによるものとします。
- 4.入会が認められなかった方には、通常のキャッシュカードを交付します。この場合、別途キャッシュカード発行のための申込書は必要ありません。なお、既にキャッシュカードをお持ちの方は、新たにしがぎんICキャッシュカードは発行せず、そのカードを引き続きご利用いただくものとします。
- 5.前4項の場合でも、入会申込書およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第4条(カード記載事項・有効期限)

- 1.本カードについては表面に次の事項を記載します。
 - ①支払預金口座の口座番号
 - ②クレジットカード会員番号
 - ③契約者名(預金者名、会員名)
 - ④カード有効期限なお、本カードによっては②③④を裏面に記載するものがあります。
- 2.前1項③の契約者名は、このカードの申込書記載の契約者名またはカード表記用のお名前(ローマ字)で記載します。
- 3.第1項④のカード有効期限は、本カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービス共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。
- 4.本カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面のご署名欄に本人の自筆にて署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスのご利用の際に必要な応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。

第5条(有効期限到来時の取扱い)

- 1.本カードの有効期限が到来した場合、当行が引き続きクレジットカードサービスの利用を承認する契約者に対しては、有効期限を更新した新しいカードを交付します。なお、本カードの交付については、第3条に準じるものとします。
- 2.前項の場合において、当行が有効期限の更新を承認しないときは、有効期限到来済みの本カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスは有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において廃棄するものとします。

3. 前項の場合において、特に契約者より届出がなくとも、当行は必要に応じてクレジットカードサービスの付帯しないキャッシュカードを発行し、届出住所宛に送付できることができます。この場合、キャッシュカード暗証番号は引継ぎますが、生体認証登録情報については引き継がれません。

第6条(カード盗難・紛失)

1. 契約者は、本カードを盗難・紛失その他事由により喪失した場合、会員規約およびカード規定の定めるところにしたがって当行にすみやかに連絡するものとします。
2. 前1項の連絡を受けた場合、当行は本カードのクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止します。
3. 前2項により利用を停止したカードが発見された場合でも、そのカードはご利用になれません。引き続き利用する場合は第9条によるカードの再発行が必要となります。

第7条(カードの使用不能)

1. 本カードが使用できなくなった場合には、会員規約に記載のクレジットセンターまでご照会ください。
2. 本カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合は、第9条にしたがって、カードの再発行を申し出てください。

第8条(届出事項の変更について)

1. 住所、氏名、電話番号、勤務先、支払預金口座、暗証番号、家族会員など、本カードについて届出事項に変更があった場合には、契約者はすみやかに所定の書面により当行に届出するものとします。
2. 氏名に変更があった場合およびお取引店、支払預金口座を変更する場合、また、クレジットサービスに利用する暗証番号を変更する場合には、カードの再発行が必要となります。

第9条(カードの再発行)

1. 盗難・紛失その他の事由(当行が再発行を認める事由に限ります。)により本カードを再発行する場合は、当行本支店までお申出ください。
2. このカードを再発行する場合、新しいカードが交付されるまでの間はこのカードによるクレジットサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとします。これにより万一損害などが発生した場合でも、当行の責に帰す事由による場合を除き、当行は責任を負いません。また、紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、本カードを当行に返却する必要があるものとします。ただし、当行が返却の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。
3. 一体型カードの再発行が認められなかった場合は、通常のキャッシュカードを交付します。
4. 本カードの再発行にあたっては、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

第10条(本カードの解約、カード種類の変更)

1. 本カードは当行の手続きにより解約することができます。なお、会員規約の定める家族会員カード、カード規定に定める代理人カードが発行されている場合は、各々のカードについても解約されることとなりますので、カード返却等の手続きが必要となります。
2. 本カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。この場合は、当行所定の届出用紙により単体型のキャッシュカードサービスへの切替手続きを行ってください。なお、単体型のクレジットカードサービスの提供はできません。
3. 本カードについての支払預金口座を当行以外の金融機関に変更することはできません。

第11条(本カードの利用停止)

1. 当行は、契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときは、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行は契約者に特に催告することなく本カードが利用可能な自動機や当行の加盟店を通じて本カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても当行は自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
2. 本カードのクレジットカードサービスの利用について、本カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、またはその他本カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行は本カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても、当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 前2項の場合、当行は本カードのキャッシュカードサービスについても利用を停止することができるものとします。ただし、当行はサービスの利用停止について事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。
4. 本カードのキャッシュカードサービスの利用について、第2項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第3項と同様にキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合クレジットカードサービスの取扱いについては第2項と同様、その利用を停止することができるものとします。

第12条(カードの利用・機械の誤操作について)

1. このカードのご利用にあたっては、カード表面の記載にしたがって、クレジットカードサービスとキャッシュカードサービスをそれぞれ間違いないように注意してください。
2. 自動機などにこのカードを挿入する方向を誤る等によって取引が行われた場合であっても、このカードが会員規約ならびに本規約、キャッシュカード規

定・ICキャッシュカードカード特約・生体認証規定および自動機などの案内通りに利用された場合、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消しまたは訂正はできません。

第13条(不正使用にかかる補てん責任)

1. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正な預金の払い戻しに対する補てん責任等については、カード規定の定めによるものとします。
2. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正なクレジットカード利用のうち、ショッピング利用に対する補てん責任等については会員規約の定めによるものとします。
3. 偽造または変造カード、盗難カードによる不正なクレジットカード利用のうち、キャッシング利用に対する補てん責任等についてはカード規定または会員規約のいずれかを適用するものとします。

第14条(準拠法・規定の適用・合意管轄裁判所)

1. 本規定に関する準拠法は全て日本法とします。
2. 本規定において特に定めがない場合は、クレジットカードサービスについては会員規約を適用します。また、キャッシュカードサービスについては、キャッシュカード規定、普通預金規定、総合口座取引規定その他当行の定める規定を適用します。
3. 契約者と当行との間でクレジットカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地の本社所在地の簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
4. 契約者と当行との間でカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第15条(規定の変更)

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

ETCカード利用規定

第1条(用語の定義)

本規定において、以下の各号に掲げる語句は、本規定中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとし、本規定中に定めのない語句で会員規約中に定めのある語句は、会員規約中に定められた意義を有するものとします。

- 1.「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのための専用に第3条に定める方法により発行されるICカードをいいます。
- 2.「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第2条第1項にもとづく公告または公示を行った地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者)をいいます。
- 3.「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所においてETC利用者がETCカードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して道路事業者所定の料金(以下「通行料金」といいます。)の支払いを行うシステムをいいます。
- 4.「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で通行料金決済に必要な情報の通信を行うための装置をいいます。
- 5.「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。
- 6.「ETC多目的利用サービス」とは、あらかじめ当該サービスの利用のための登録を受けることなくETCカードおよび車載器を用いてETCカードの情報等を無線で送受信することにより、道路事業者が定める道路等以外の施設であって別途当該サービスを運営する者が指定するものの利用料金等を支払うことができるサービスをいいます。
- 7.「会員」とは、三菱UFJニコス株式会社または三菱UFJニコス株式会社が指定するカード発行会社(以下、三菱UFJニコス株式会社および三菱UFJニコス株式会社が指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。)の会員規約(個人会員規約、法人会員規約を含み、以下総称して「会員規約」といいます。)を承認のうえ、当社所定の方法で入会等を申込み、当社が入会等を承認したことにより、会員規約に規定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)の貸与を受けている本人会員ならびに家族会員または法人会員ならびにカード使用者をいいます。
- 8.「ETC会員」とは、会員規約および本規定を承認のうえ、当社所定の方法でETCカードの発行を申込み、当社が発行を承認したことによりETCカードの貸与を受けている会員をいいます。
9. ETC会員のうち、会員規約に定める本人会員を「ETC本人会員」、家族会員を「ETC家族会員」、法人会員を「ETC法人会員」およびカード使用者を

「ETCカード使用者」といいます。なお、本人会員がETCカードの貸与を受けていない場合であっても、家族会員が「ETC家族会員」であるときには、本人会員を「ETC本人会員」とします。法人会員がETCカードの貸与を受けていない場合であっても、カード使用者が「ETCカード使用者」であるときには、法人会員を「ETC法人会員」とします。

10.「本契約」とは、本規定を内容とする当社とETC会員との間の契約をいいます。

第2条(名称)

当社が発行するETCカードの名称はETCカード(以下「本カード」といいます。)とします。

第3条(本カードの発行・利用)

1. 当社は、本カードをETC会員が指定し当社が認めたクレジットカード(本カード発行の申込と同時にクレジットカードの入会等申込を行った者に対して発行、貸与されたカードを含むものとし、以下「指定カード」といいます。なお、ETC会員に貸与されているクレジットカードが複数ある場合には、本カード申込時において当社所定の方法により本人会員または法人会員が指定したクレジットカードのみを指すものとします。以下同じ)に付帯して発行し、貸与します。なお、ETC会員は本カード受領後ただちに本カードの署名欄に自署するものとします。ただし、本カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。
2. ETC会員は、道路事業者が定めるETC利用可能道路において、本カードを利用することで、指定カードを利用したものとして、指定カードに係る会員規約に定める決済サービスを受けることができます。

第4条(本カードの新規発行手数料)

ETC本人会員またはETC法人会員は、当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第3条第1項に定めるETCカード発行の対価として、申込書およびWEBサイト等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとします。新規発行手数料は、退会またはETC会員資格の取消となった場合その他理由の如何を問わず返却いたしません。

第5条(本カードの管理)

1. 本カードの所有権は当社に属し、ETC会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードおよびカード情報を使用し保管しなければなりません。
2. 本カードは、所定の署名欄に自署したETC会員本人のみが利用でき、他人に貸与、寄託、譲渡もしくは担保提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。
3. 前項に違反して本カードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規定ならびに会員規約を適用し、すべてETC本人会員またはETC法人会員がその責任を負うものとします。
4. 本カードの有効期限は、指定カードと別に当社が指定する月の末日までとし、本カードの表面に表示します。なお、本カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続きETC会員として適当と認めた方に、有効期限を更新した本カードを送付します。

第6条(利用可能枠)

1. 本カードの利用可能枠は、指定カードの利用可能枠と合算して、指定カードに係る会員規約により当社が審査し決定したカード利用可能枠(以下「利用可能枠」といいます。)の範囲内とします。
2. ETC本人会員またはETC法人会員は、ETC会員が利用可能枠を超えて本カードを利用した場合も、当然に当該超過分を含めたご利用代金全額の支払義務を負うものとします。

第7条(解約・解除)

1. ETC会員は本契約を解約する場合、当社所定の解約手続きを行うとともに、本カードをただちに当社に返却するものとします。
2. ETC会員が指定カードを退会し、または指定カードの会員資格を喪失した場合は、当然に本契約も解約となり、当該ETC会員に貸与された本カードは当然に失効します。なお、この場合、当該ETC会員に係る家族会員もしくはカード使用者に貸与されている本カードも同様に当然に失効します。この場合、ETC会員は、本カードについて別途当社所定の解約手続きを行う必要はありませんが、解約後本カードをただちに当社に返却するものとします。
3. 当社は、次のいずれかに該当する場合、第1号から第5号においては何ら催告なく、第6号においては義務の履行を催告し、相当期間内にその義務の履行がされない場合に、本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、本カードは当然に失効し、ETC会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。
 - (1) ETC会員が当社に対し届出るべき事項に関し届出を怠り、または虚偽の届出を行った場合。
 - (2) ETC会員に、指定カードに係る会員規約に定める会員資格の喪失事由が発生した場合。
 - (3) ETC会員が本規定または会員規約に違反し、その違反が重大である場合。
 - (4) ETC会員の本カードまたは指定カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 - (5) 当社がETC会員に対し有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合を除き、ETC会員が本規定または会員規約に違反した場合(ただし、当該違反が軽微である場合を除きます。)
4. ETC本人会員またはETC法人会員は、前三項による解約または解除の後にETC会員が本カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

第8条(利用方法)

1. ETC会員は本カードを車載器に挿入し、車載器と路側システム間で必要情報を無線通信することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。なお、入口と出口で、同一の車載器に同一の本カードを挿入し利用しなければなりません。
2. ETC会員は、当社が認めた場合および道路事業者所定のETCマークのある料金所(以下「料金所」といいます。)において、本カードを提示することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。

第9条(利用料金決済)

1. 本カードのご利用代金の支払方式是、1回払いとします。ただし、指定カードの支払方式に別途特約の定めがある場合は、当該特約の支払方式によるものとします。
2. ETC本人会員またはETC法人会員は、本カードご利用代金を、指定カードのご利用代金と合算して、指定カードのご利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、会員規約に定めるご利用明細書と別に、本カードのご利用代金のみを記載したご利用明細書が発行されることはありません。
3. 当社からのご利用代金のご請求は、道路事業者の請求データにもとづくものとします。なお、当該道路事業者の請求データについて疑義がある場合は、ETC会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。
4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら通行料金をETC会員から徴収することがあります。

第10条(再発行)

1. 本カードの再発行は、当社が認めた場合に行います。なお、この場合、ETC本人会員またはETC法人会員は当社所定の手数料を支払うものとします。
2. 本カードの再発行により本カードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施するETCマイレージサービス、有料道路身体障がい者割引制度などの登録型割引制度を利用するETC会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当社は、本カードの利用が割引対象とならないことによりETC会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条(本カードの利用停止など)

1. ETC会員が、本規定または会員規約に違反した場合、本カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、指定カードの有効期限が更新されない場合には、当該事象が解消されるまでの間、当社は、ETC会員に通知することなく本カードまたは指定カードもしくは両カードの利用停止など会員規約のカード等の利用停止に関する条項等に定める措置をとることができるものとします。
2. 第1項に定める本カードの利用停止の措置または第7条にもとづく解約・解除の措置を原因として道路上で事故や第三者との紛争が発生した場合であっても、当社はこれを解決しもしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとし、ETC会員自身が自己の費用と責任でこれを解決するものとします。また、ETCマイレージサービス、有料道路身体障がい者割引制度などの登録型割引制度が割引対象とならないことにより、ETC会員が被った損失、損害についての責任も当社は一切負わないものとします。

第12条(本カードの盗難、紛失および損害の補てん)

1. ETC会員が、本カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合は、ただちに電話等により当社へ連絡のうえ所轄の警察に届け、かつ当社が請求したときには当社所定の喪失届を提出するものとします。また、本カードの盗難、紛失の場合の支払いの責任は、会員規約のカード盗難、紛失に関する条項によるものとします。
2. 本カードを車内に放置していた場合、盗難、紛失についてETC会員に重大な過失があったものとみなします。

第13条(当社の免責)

1. 当社は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除き事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故や第三者との紛争、ETCシステムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社は、事由の如何を問わず、道路事業者等、当社以外の事業者が実施するETCシステムを利用したサービスや割引制度が適用にならないことによりETC会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 前二項の規定は、前二項に規定する事由が当社の責に帰すべき事由により生じた場合には適用されないものとします。

第14条(ETC多目的利用サービス)

本規定の他の定めにかかわらず、ETC会員は、本カードをETC多目的利用サービスのために用いることができます。ETC会員がETC多目的利用サービスを利用する場合には、本規定のほかETC多目的サービス運営事業者の定めるETC多目的利用サービスに関する規程に従うものとします。

第15条(利用規程の遵守)

ETC会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程、ETCシステム利用規程実施細則ならびに車載器業者が定める取扱い方法を遵守し、本カードを利用するものとします。

第16条(準用規定)

本規定に定められていない事項については、会員規約によるものとします。

第17条(個人情報情報の取扱いに関する同意事項)

ETC会員は、第9条第4項の場合において道路事業者が自ら料金を徴収するために、氏名、住所および電話番号その他ETC会員が当社に届け出た当該ETC会員の連絡先に係る情報を、当社が道路事業者に対して提供する場合があることに同意するものとします。

以上

取引開始時の表明・確約

1. 私は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他各前号に準ずる行為

以 上

